

伊勢市景観計画

平成21年 5月 1日策定

平成25年1月30日改定

平成29年11月1日改定

平成30年11月1日改定

伊 勢 市



太古の昔から「^{うま}美し国」と呼ばれた伊勢は、神宮と共に悠久の歴史を育んできました。万葉集において、「山見れば 高く^{とうと} 貴く 河見れば さやけく清し ^{みなと}水門なす 海も広し」と歌われるなど、数々の歌人・文人を魅了してきたこの地は、温和な気候と共に、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしています。古くから日本人の「心のふるさと」として親しまれ、全国各地より多くの人々を迎えてきた伊勢は、豊かな歴史文化と、もてなしの心を培ってきました。「お伊勢さん」と共に歩んできた永い歳月は、独自の風土を形成し、私たちの暮らしの中に息づいています。

また、近代においては、日本の都市計画史の中でも際立って早い段階から政府主導の都市計画事業が進められました。神宮周辺の建物の高さを制限した明治 34 年の屋舎制限令に始まり、昭和 15 年には「神宮関係特別措置法」に基づく都市計画事業、通称「神都計画」が国の直轄事業として立案されました。総合的な景観形成を考慮した日本で最初の都市整備事業計画であった「神都計画」は、豊かな自然を保全するための風致地区、外宮・内宮周辺地区の建築物の最高高さを定めた高度地区、外宮・内宮をつなぐ道路などの沿道の美化保全を目的とした美観地区の指定など、神宮が鎮座する「神都」にふさわしい都市の実現を目指して計画されました。戦争末期に中断され、その多くは未完に終わりましたが、「神都」としての威厳や風格を表現しているこの計画は、本市が他と比較して特別な存在であったことを表しています。

一方、急速に変化し続ける時代の中で、連綿と続いてきた人々の営みの姿も変わりつつあります。これまで受け継がれてきた歴史や文化が途絶え、生活や生業と共にあったまちなみが画一的な都市へと姿を変え、地域やまちの個性までもが失われようとしています。今こそ、この伊勢が日本人の「心のふるさと」であることを再認識し、「美し国」たる伊勢の姿、見る者の心を豊かにする伊勢の景観が永く後世に引き継げるよう、手立てを講じなければなりません。

本市では、平成元年に「伊勢市まちなみ保全条例」を、平成 13 年に「二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例」を制定するなど、市民・行政協働でのまちづくりを進めてきましたが、地方自治法に基づく自主条例であったため根拠が弱く、運用に限界がありました。

そのような中、平成 17 年に景観法が全面施行され、今後の景観施策に法的根拠を持たせることが可能となりました。これを受け、先人から受け継いだ豊穡の地であり、日本文化の源泉、「心のふるさと」であるこの伊勢を、私たちの手で守り、つくり、育て、そして次世代に継承していくことを目的として、ここに景観法に基づく伊勢市景観計画を定めます。

平成 21 年 5 月

伊勢市景観計画 目次

第1章 景観計画区域	4
1 景観計画区域	
(1) 一般地区	
(2) 沿道景観形成地区の指定	
(3) 重点地区の指定	
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	7
1 景観形成の基本理念	
2 景観形成の方針	
(1) 土地利用ゾーン別の景観形成の方針	
(2) 軸別の景観形成の方針	
(3) 拠点別の景観形成の方針	
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	35
1 景観形成基準（一般地区及び沿道景観形成地区）	
2 重点地区景観形成基準	
(1) 内宮おはらい町地区景観形成基準	
(2) 二見町茶屋地区景観形成基準	
3 届出対象行為	
(1) 一般地区	
(2) 沿道景観形成地区	
(3) 重点地区	
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	58
1 景観重要建造物の指定方針	
2 景観重要樹木の指定方針	
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項等	59
1 景観重要道路	
2 景観重要河川	
推進に向けて	86

1 景観計画区域

本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観は、市民共有の財産です。市全域に広がる豊かな景観を後世に引き継いでいくため、本市の景観計画区域は、市全域とし、次の3つの地区に区分して、良好な景観の形成を図ります。

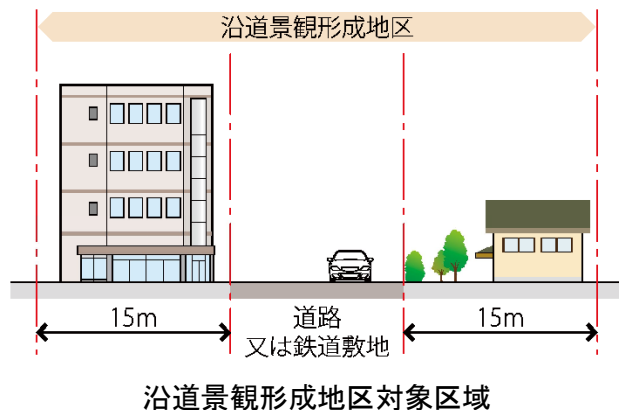
（1）一般地区

景観計画区域のうち、（2）又は（3）として指定していない区域を一般地区とします。

（2）沿道景観形成地区の指定

次の項目に該当する道路沿道又は鉄道沿線の良好な景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、当該道路端又は鉄道敷地端から両側15m以内の区域を沿道景観形成地区として指定します。

- 観光交流拠点へ誘^{いびな}う道路又は鉄道
- 地域固有の景観が形成されている道路



（3）重点地区の指定

特色ある景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、次の項目に該当する区域を重点地区として指定します。

- 歴史的まちなみ（本市固有の建造物、史跡、遺跡等と周囲の景観が一体となって、伝統と文化を形成しているものをいう。）の景観を保全すべき区域
- 賑わいのある景観を保全又は創出すべき区域
- 自然景観、眺望景観を保全すべき区域

次の2地区を重点地区として指定します。

- ① 内宮おはらい町地区（景観地区重複指定）
- ② 二見町茶屋地区

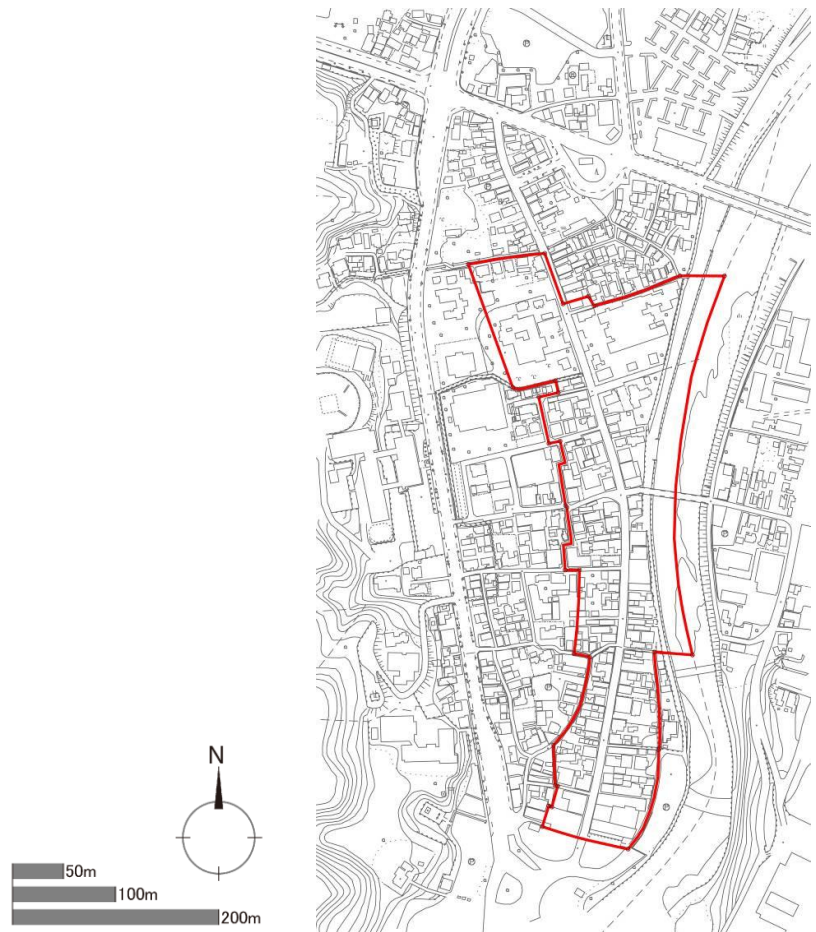


凡例 景観計画区域 沿道景観形成地区 重点地区

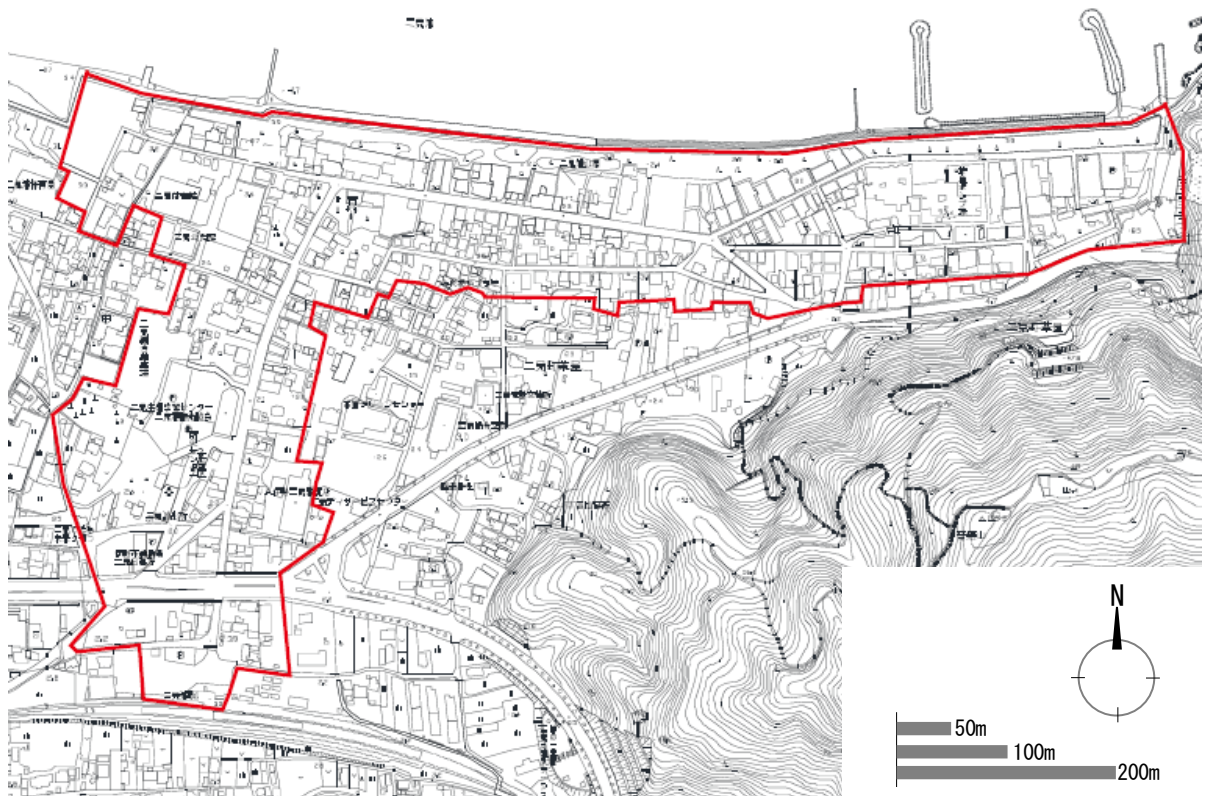
計画図

- 【参考】沿道景観形成地区
- ①御幸道路、②御木本道路、③外宮度会橋線
 - ④国道 42 号、⑤お木曳の道、⑥古市街道
 - ⑦河崎本通り、⑧外宮参道、⑨神路通り
 - ⑩国道 23 号、⑪JR・近鉄

□重点地区（内宮おほらい町地区）



□重点地区（二見町茶屋地区）



本市の景観の形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観の形成の誘導方針を明確にするため、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

1 景観形成の基本理念

本市は、神宮林をはじめとした緑深い山々、清流宮川、五十鈴川をはじめとした水脈、穏やかな伊勢湾など豊かな自然風土に恵まれています。また、「お伊勢さん」のまちとして、古くから多くの人々を迎え、様々な交流の中で、歴史的なまちなみや建造物をはじめとして多くの地域固有の歴史文化が培われてきました。これらの自然風土と歴史文化を後世に伝えていくことは私たちの責務です。

神宮の社殿は白木の建築であり、「生成り」の良さ、つまり素材そのものの良さを生かした建築です。そこで、神宮のお膝元である本市では、建築物の建築等において木材や石等、素材の良さを生かした意匠とする等、「生成り」の良さを生かすことをテーマとします。

また、「景観10年、風景100年、風土1000年」といわれるように、風景や風土が形づくられるのには大変長い年月がかかりますが、失われるのは一瞬です。美しい景観を形づくっていくためには、そこに住む一人ひとりが、先人が培ってきた美しい景観を大切に守り、つくり、育てる意識を持つことが重要であり、それが「住む人の誇り」となり愛着が感じられる景観を形づくることとなります。そして、それがまた、訪れる人への魅力となる景観となります。

これらを踏まえ、豊かな自然風土と個性あふれる歴史文化を生かし、住む人の誇りとなる伊勢の景観を守り、つくり、育てるために、本市の景観形成の基本理念を次のとおり定めます。

「生成り」の良さを生かし 住む人の誇りとなる伊勢の景観を守り、つくり、育てる

【参考文献】

「日本とは何か」／堺屋太一

・・・こうした中で一つ、日本文化全体の特色として、挙げられるのは「生なりの文化」である。「生なり」とは、「生地きじのまま」とか「ありのまま」「自然のまま」ということで、これまでも日本の白木の建築や素材美をたいせつにする工芸などでは指摘されていた。(中略)私はこれを、建築や工芸などの分野に限られたものではなく、全分野にわたる日本文化の特色として取り上げることにした。

大辞林／きなり 【生成り/生形】

(1) 生地きじのままで、飾り気のないこと。

2 景観形成の方針

景観形成の方針は、都市マスタープランの土地利用、軸、拠点の分類を基本として、景観形成と関係の深いものについて、次のとおり方針を定めます。

◆土地利用ゾーン別の景観形成の方針



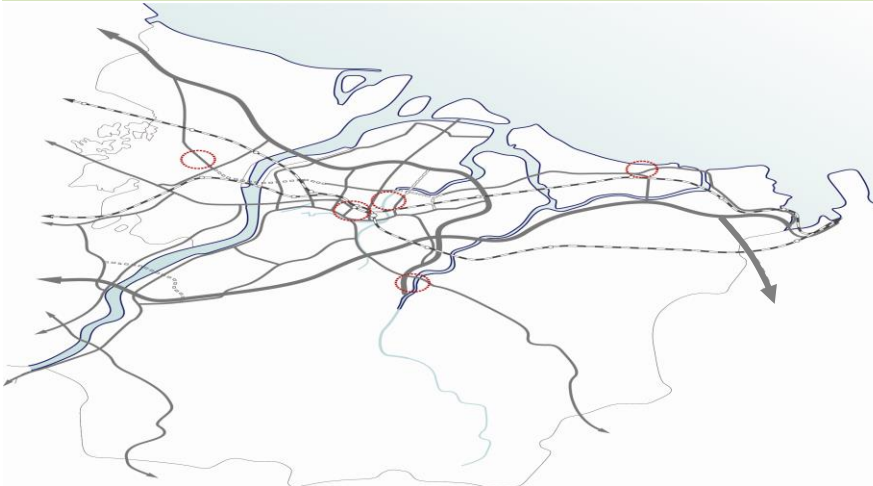
- 中心商業業務ゾーン
- 市街地ゾーン
- 集落・農地ゾーン
- 自然環境ゾーン

◆軸別の景観形成の方針



- 道路軸
- 鉄道軸
- 河川・海岸軸
- ||||| グリーンフロント

◆拠点別の景観形成の方針

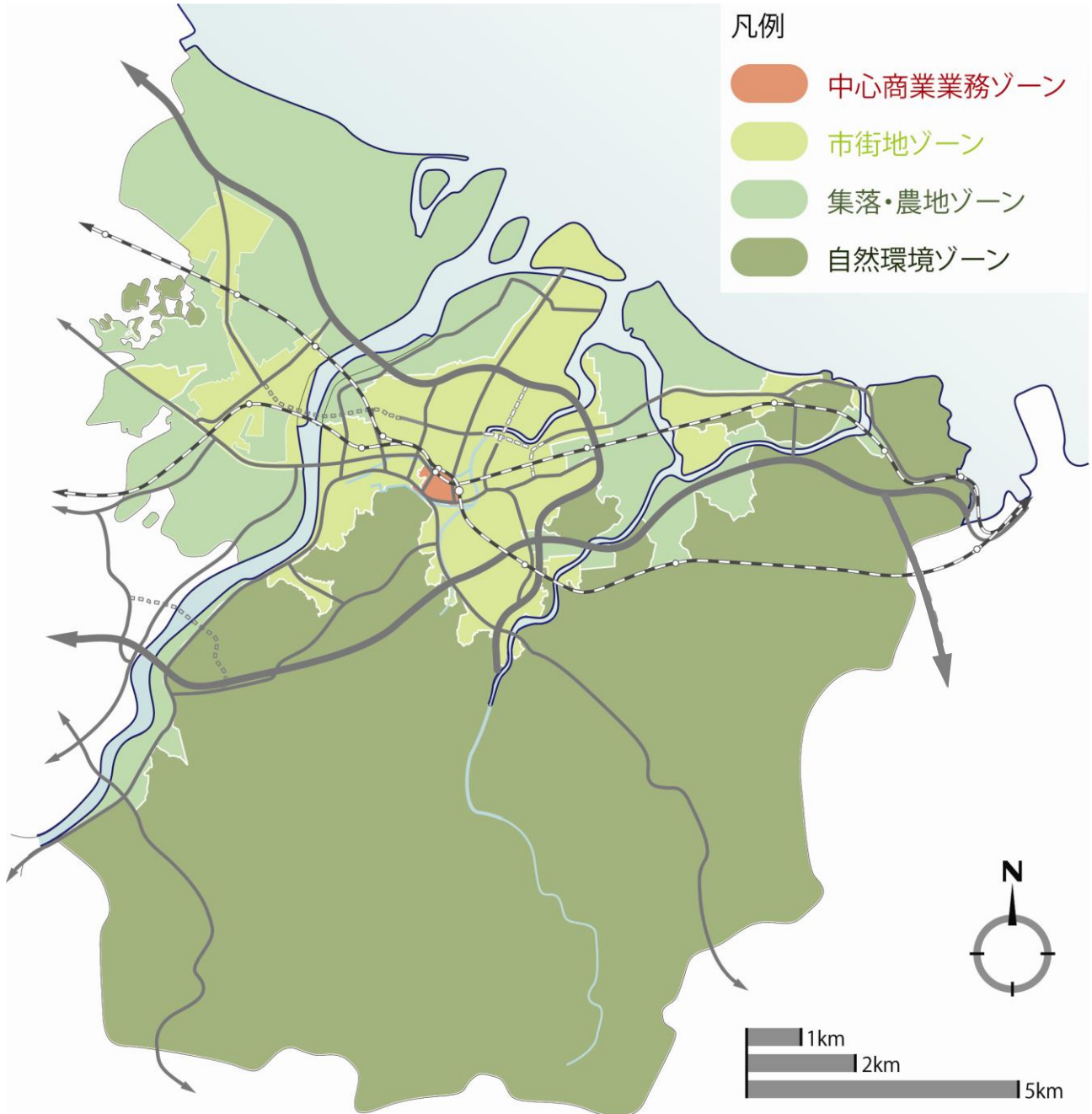


- 拠点
- ・内宮おはらい町地区及びその周辺
- ・二見町茶屋地区及びその周辺
- ・伊勢市駅周辺及び外宮周辺
- ・河崎地区
- ・小俣宿・明野宿地区

(1) 土地利用ゾーン別の景観形成の方針

本市は、市域の南東部に山林が広がり、河川流域に形成される市街地を経て北部の田園地帯へと展開する都市構造をもちます。このため、都市マスタープランでは、4つの土地利用ゾーンに分類し、良好な自然景観や農地の適正な保全と活用を基調とし、コンパクトな暮らしやすい都市づくりを目指すことを基本方針としています。

そこで、景観計画においても、都市マスタープランにおける4つの土地利用の分類を基本として、地形や景観の特性を踏まえ、土地利用のゾーン別の景観形成の方針を示します。また、ゾーン内の景観要素ごとに方針及びその方針の実現に向けた手段を示します。



土地利用ゾーン別の景観形成方針図

① 中心商業業務ゾーン

【景観特性】

中心市街地ゾーンとなっている山田のまちは、外宮の鳥居前町として、お伊勢参りの参宮客をもてなす御師^{おんし}の館が広がり、宿場・市場・川港等、多様な要素を持った都市として繁栄してきました。明治以降、鉄道が整備され、戦後には戦災復興計画等により区画整理が行われるとともに広域的道路網が整備されました。

現在は、中心部の利便性を活かした商業・業務施設が立地していますが、空き店舗の増加や人口減少・高齢化により賑わいが低下しています。また、街区の中には、世古と呼ばれる中世から残る細い道や豊川などの小河川があり、落ち着いた歩行者空間が形成されています。

【景観形成の方針】

まちな顔として賑わいのある魅力ある景観の形成

【景観要素ごとの方針】

商業業務地

- まちな顔づくり・賑わい創出・魅力ある歩行者空間の形成
 - ・伊勢志摩地域の玄関口として、また、まちな顔として市民が誇りを感じられるよう、低層部の工夫等により、賑わいと魅力ある歩行者空間の形成を図る。
- 外宮の鳥居前町としての歴史への配慮、歴史的な資源の活用による景観形成
 - ・外宮の鳥居前町として発展してきた歴史に配慮し、外宮、月夜見宮をはじめ地域に点在する歴史的な資源を踏まえた景観の保全を図る。
- まとまりある景観の形成・周辺との調和
 - ・まとまりのある景観が形成されるよう、周辺との調和のとれた建築物群により、一体的かつ連続的なまちなみの形成を図る。
- 潤いのある歩行者空間の形成
 - ・シンボルツリーや花等の設置などによる緑化空間や小河川の再生による水辺空間の確保により、潤いのある歩行者空間の形成を図る。

住宅地

- 外宮の鳥居前町としての歴史への配慮、歴史的な資源の活用による景観形成
 - ・外宮の鳥居前町として発展してきた歴史に配慮し、外宮、月夜見宮をはじめ地域に点在する歴史的な資源を踏まえた景観の保全を図る。
- 良好な住宅地景観の形成
 - ・地域で育まれてきた約束事を守るなど、周辺の建築物との調和に配慮することにより、落ち着きのある住宅地景観を保全するとともに、新たなルールづくりなどにより、地域の景観特性を活かしたゆとりある住宅地景観の創出を図る。
- 潤いのある歩行者空間の形成
 - ・花等の設置や、庭木や生垣の植栽などによる、潤いのある歩行者空間の形成を図る。



伊勢市駅前



伊勢市駅周辺



中心商業業務ゾーン図

② 市街地ゾーン

【景観特性】

市街地ゾーンにおいては、中世には、内宮の鳥居前町として宇治のまちが形成され、近世には、伊勢街道沿いに小俣宿や明野宿といった宿場町が形成されるとともに、山田のまちから宇治のまちへと続く古市街道沿いに遊郭が建ち並ぶまちなみが形成されていました。一方で、かつての神宮の外港であった大湊は、交易と造船の町として栄え、舟参宮客を迎える神社港とともに繁栄しました。

明治以降、幹線道路が整備されるとともに市街地は拡大し、近年は郊外型の宅地開発が進むなど、山林や農地であった部分についても徐々に宅地化が進んできています。

現在は、古くからの集落や新たに開発された落ち着いた住宅地、幹線道路沿道の自動車利用主体の商業・業務地等、性格の異なる地域が混在する景観となっています。

【景観形成の方針】

住宅地・商業地・工業地など、多様な地域特性に応じた景観の形成

【景観要素ごとの方針】

商業 業務地	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（山並み）への配慮<ul style="list-style-type: none">・建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫などにより、背景となる山並みの稜線や丘陵地などの地形との調和に配慮する。○ 潤いのある道路空間の形成<ul style="list-style-type: none">・街路樹やシンボルツリーによる緑化、花等の設置などにより緑化空間を確保し、潤いのある沿道景観の形成を図る。○ 周辺（住宅地）への配慮<ul style="list-style-type: none">・敷地境界部への緑地帯の設置などにより、周辺の住宅地の景観との調和に配慮する。
住宅地	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（山並み）への配慮<ul style="list-style-type: none">・建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化などにより、住宅地の背景となる山並みの稜線や丘陵地などの地形との調和に配慮する。○ 落ち着いた住宅地景観の形成<ul style="list-style-type: none">・地域で育まれてきた約束事を守るなど、周辺の建築物との調和に配慮することにより、落ち着いた住宅地景観を保全するとともに、新たなルールづくりなどにより、地域の景観特性を活かしたゆとりある住宅地景観の創出を図る。○ 潤いのある歩行者空間の形成<ul style="list-style-type: none">・庭木や生垣の植栽などにより、潤いのある歩行者空間の形成を図る。
集落 既存	<ul style="list-style-type: none">○ 特徴ある集落の景観の保全<ul style="list-style-type: none">・背景となる山並みやまとまりのある農地との調和に配慮するとともに、地域の景観を特徴づけるまちなみが残る集落景観の保全を図る。
里山	<ul style="list-style-type: none">○ 里山の保全<ul style="list-style-type: none">・木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景するなど、里山の保全を図る。

○ 周辺（住宅地・田園景観）への配慮

- ・敷地内及び敷地境界部への緑地帯の設置などにより、周辺の住宅地やまとまりのある農地との調和に配慮する。
- ・周辺に圧迫感を与えないよう、規模・配置や形態意匠を工夫する。



二見町光の街の住宅地景観



神社港の住宅地景観



市街地ゾーン図

③ 集落・農地ゾーン

【景観特性】

集落・農地ゾーンは、宮川左岸に一体となって広がっているほか、御菌地域、二見地域の北西部や四郷地域、南部の山林の山間などに、ある程度のまとまりが見られます。

米づくりを主体とするほか、施設園芸、畜産などが営まれ、それぞれの農業の特色を活かした景観が形成されています。また、伊勢湾沿岸部では漁業が営まれ、有滝や今一色などでは農漁村集落の面影を残しています。

一方で、後継者不足等により、無秩序な市街化が進んでいる地域もみられます。

【景観形成の方針】

集落や周辺の山々と調和した落ち着いた田園景観の保全

【景観要素ごとの方針】

商業 業務地	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（田園景観）への配慮<ul style="list-style-type: none">・建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫などにより、背景となる山並みの稜線との調和や、まとまりのある農地の保全に配慮する。・敷地境界部に緑地帯を設置するなど、周辺のまとまりのある農地との調和に配慮する。
住宅地	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（田園景観・山並み）への配慮<ul style="list-style-type: none">・建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化などにより、背景となる山並みの稜線との調和や、まとまりのある農地の保全に配慮する。○ 落ち着いた住宅地景観の形成<ul style="list-style-type: none">・地域で育まれてきた約束事を守るなど、周辺の建築物との調和に配慮することにより、落ち着きのある住宅地景観を保全するとともに、新たなルールづくりなどにより、地域の景観特性を活かしたゆとりある住宅地景観の創出を図る。○ 潤いのある歩行者空間の形成<ul style="list-style-type: none">・敷地内や敷地境界部への庭木や生垣の植栽などにより、潤いのある歩行者空間の形成を図る。
集落 既存	<ul style="list-style-type: none">○ 特徴ある集落の景観の保全<ul style="list-style-type: none">・地域の景観を特徴づける家並みや石積みの外構等が残る集落景観の保全を図るとともに、背景となる山並みやまとまりのある農地との調和に配慮する。
田園	<ul style="list-style-type: none">○ 田園景観の保全<ul style="list-style-type: none">・平地部に広がるまとまりのある農地の保全を図る。○ 農地と山並みの一体的な景観の保全<ul style="list-style-type: none">・形態意匠の工夫や緑地帯の設置により、主要な幹線道路及び鉄道沿線から望む農地と山並みが一体となった景観を保全する。
レクリ エーシ ョン 施設、 工業地 等	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（田園景観）への配慮<ul style="list-style-type: none">・敷地内及び敷地境界部への緑地帯の設置などにより、周辺のまとまりのある農地との調和に配慮する。・周辺に圧迫感を与えないよう、規模・配置、形態意匠を工夫する。



楠部町の田園景観



東大淀町の集落の景観



集落・農地ゾーン図

④ 自然環境ゾーン

【景観特性】

自然環境ゾーンとなっている市域の南東部に広がる山林は、市の面積の約 50%を占めており、神宮林がその半分を占めています。昭和 21 年、自然公園法による伊勢志摩国立公園に指定され、神宮宮域を中心に自然環境の保全が行われています。

市域の南東部に広がる朝熊山麓や鷲嶺から続く山並みは、豊かな自然景観を形成しており、市街地の背景として、伊勢の景観の基盤となっています。

【景観形成の方針】

市街地の背景となっている山並みの保全

【景観要素ごとの方針】

住宅地	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（自然景観）への配慮<ul style="list-style-type: none">・木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景するなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。・建築物等は、極力目立たないよう規模・配置や形態意匠の工夫、外構の緑化などにより、周辺の自然景観との調和に配慮する。
山林	<ul style="list-style-type: none">○ 山並みの保全<ul style="list-style-type: none">・市の景観の基盤となっている神宮林をはじめとした山林景観の保全を図る。・木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景するなど、山並み景観の保全を図る。○ 山並みの眺望保全<ul style="list-style-type: none">・建築物等の規模や形態意匠の工夫、外構の緑化などにより、道路等公共の場所からの山並みの稜線の保全を図る。
里山	<ul style="list-style-type: none">○ 里山の保全<ul style="list-style-type: none">・木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景するなど、里山の保全を図る。
施設、工業地等 レクリエーション	<ul style="list-style-type: none">○ 周辺（自然景観）への配慮<ul style="list-style-type: none">・敷地内及び敷地境界部へのまとまった緑地帯の設置などにより、周辺の自然景観との調和に配慮する。・木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景するなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。



鹿海町（自然景観との調和）



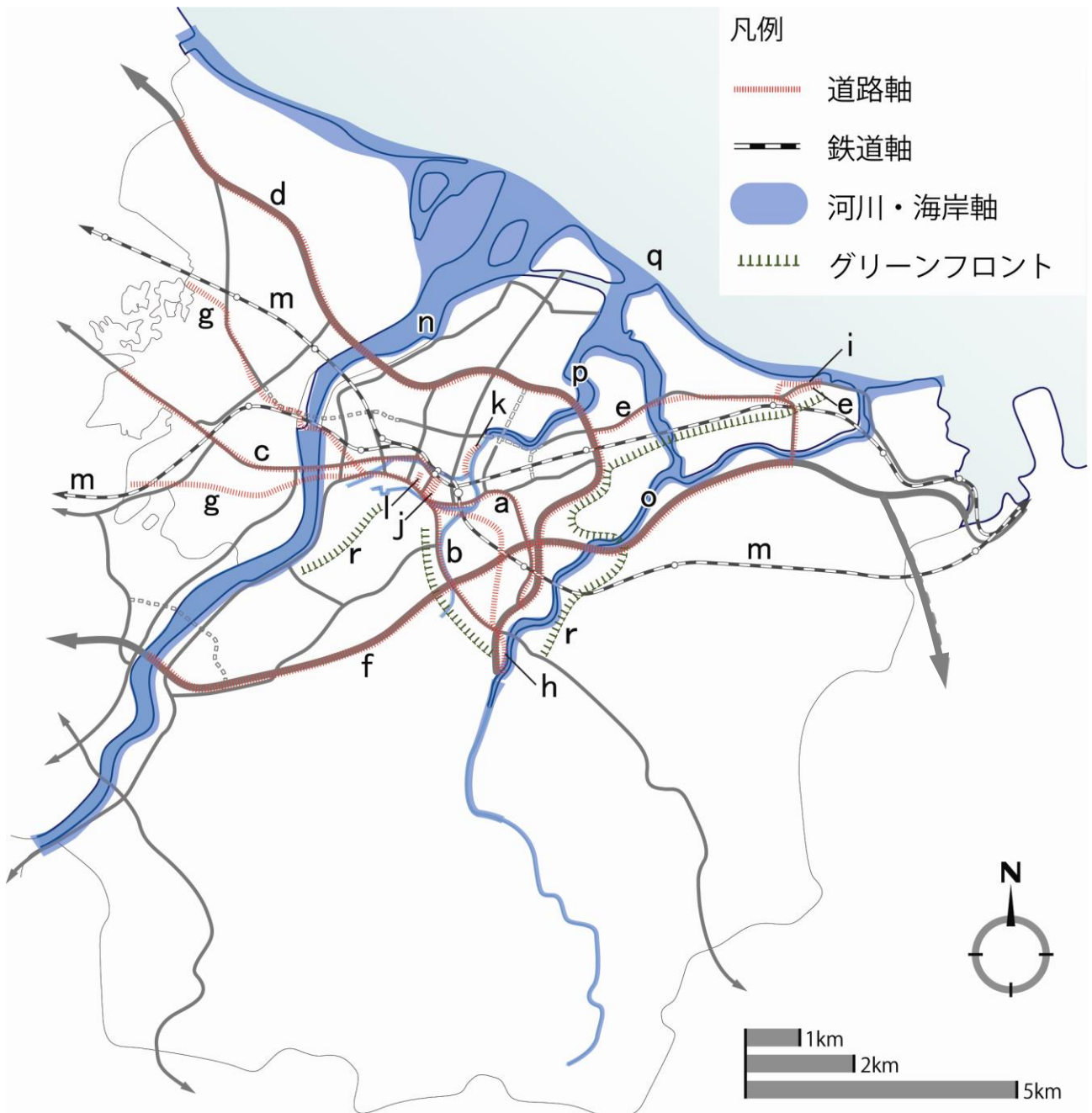
横輪町（里山の保全と調和）



自然環境ゾーン図

(2) 軸別の景観形成の方針

都市マスタープランで示す軸を基本として、本市の景観形成上、重要な軸について方針を示します。



軸別の景観形成方針図

① 道路

a 御幸道路ほか

【景観特性】

外宮・内宮をつなぐ御幸道路は、歩道の舗装はレンガ調のデザインを基本としており、街路樹は桜、楓、楠などが交互に植えられ、四季折々の景観が楽しめるなど、外宮・内宮へのアクセス道路として良好な景観が形成されています。特に、徴古館周辺では沿道の緑に包まれ、魅力ある空間となっています。また、伊勢市駅から外宮までの区間は、無電柱化が完了しており、中央分離帯や歩道では緑豊かな街路樹や低木植栽が伊勢市駅から開ける外宮の緑への眺望景観と調和し、本市のシンボル道路として良好な景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地域特性に応じた沿道の建築物等の形態意匠の配慮により、外宮・内宮へのアクセス道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・季節を演出する街路樹等の植栽により、四季折々の変化が楽しめる潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

b 御木本道路

【景観特性】

御木本道路は、市街地の主要な幹線道路であるとともに、外宮・内宮を連絡し、両宮の中央に位置する伊勢西インターチェンジから外宮・内宮にアクセスする道路です。

特に、外宮から伊勢西インターチェンジへ向かう区間は、鼓ヶ岳への眺望が、また、桜木町周辺沿道は、蓮台寺柿畑の秋に色づく景観が楽しめるなど、地域固有の景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地域特性に応じた沿道の建築物等の形態意匠の配慮により、外宮・内宮へのアクセス道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・敷地境界部の緑化の推進により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

c 外宮度会橋線

【景観特性】

外宮度会橋線は、県道鳥羽松阪線の一部で、本市と松阪市を結ぶ広域幹線道路です。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

また、JR伊勢市駅から浦口交差点の区間においては無電柱化事業が進行中です。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地域特性に応じた沿道の建築物等の形態意匠の配慮により、市街地の主要な幹線道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・街路樹等の植栽により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

d 国道 23 号

【景観特性】

国道 23 号は、松阪方面から内宮へ至る広域幹線道路であり、かつ、伊勢自動車道伊勢インターチェンジから内宮及び二見浦へのアクセス道路でもあります。

宮川大橋から勢田川橋までの区間は、沿道の自動車利用主体の商業・業務地となっており、屋外広告物が目立っています。

一方、勢田川橋から宇治浦田交差点までの区間は、中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、周辺の里山や田園の景観と一体となって、潤いのある良好な景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地域特性に応じた沿道の自然景観を保全することにより、内宮及び二見浦へのアクセス道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・街路樹等の植栽により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

e 国道 42 号

【景観特性】

国道 42 号は、国道 23 号から二見浦や鳥羽方面へ至る広域幹線道路であり、かつ、観光交流拠点のひとつである二見浦へのアクセス道路となっています。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地域特性に応じた沿道の建築物等の形態意匠の配慮により、二見浦へのアクセス道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・街路樹等の植栽により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

f 伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン

【景観特性】

伊勢自動車道は、名古屋、大阪方面から市内に至る自動車専用道路であり、伊勢二見鳥羽ラインは、伊勢自動車道伊勢インターチェンジから二見浦に至る自動車専用道路に準じた道路です。また、本市の重要な観光交流拠点へのアクセス道路となっています。

中央分離帯の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・沿道の自然景観を保全することにより、本市への自動車交通のアクセス道路にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の緑化の推進により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

g 伊勢歴史の道

【景観特性】

伊勢歴史の道はかつての参宮街道（伊勢街道・熊野街道）であり、沿道には切妻・妻入りのまちなみや道標、街道の合流地点であった筋向橋の欄干など、街道としての歴史を彷彿させる歴史資源が点在しています。

また、宮川右岸においては、遷宮行事の一つであるお木曳行事やお白石持行事が行われます。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・沿道のまちなみの保全により参宮街道としての歴史性を汲んだ魅力ある沿道景観の形成を図る。
- ・宮川から外宮間、外宮から内宮間（古市街道）は、歴史性のある街道として、かつ、お木曳やお白石持行事にふさわしい道として、沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の敷地内における庭木や生垣等の緑化による、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

h 内宮おはらい町通り

【景観特性】

内宮おはらい町通りは、内宮の鳥居前町として発展してきた通りです。失われつつあった伊勢特有の切妻・妻入りのまちなみを保全・再生するため、地域住民が中心となりまちなみ保全に取り組んできました。

また、これに合わせ、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・歴史的なまちなみの保全により、内宮の鳥居前町にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の建物軒下等への花等の設置により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

i 夫婦岩表参道

【景観特性】

夫婦岩表参道は、二見興玉神社の参道として発展してきた通りで、木造旅館や土産物屋が建ち並んでいます。

現存するまちなみを積極的に保全し、後世に伝え残していくために、地域の主体的な取組のもとで景観形成に取り組んでおり、道路の美装化も完了しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・歴史的なまちなみの保全により、地区の景観特性を活かした魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の建物軒下等への花等の設置による、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

j 外宮参道

【景観特性】

外宮参道は、伊勢市駅から外宮を結ぶ通りで、かつては路面電車が走り、木造旅館が建ち並んでいました。現在は、外宮への参道の雰囲気を感じられる通りとして、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。

近年、地域の主体的な取組により、行灯が連続的に設置されており、伊勢楽市や灯りイベントなどが行われるなど、外宮への参道としての雰囲気づくりが進んでいます。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・外宮の森への眺望景観や歴史的な建築物を保全し、伊勢市駅から外宮までの人の流れを誘導するような、参道にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・地域のまちづくり活動による、花等による緑化、清掃活動などの継続による、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

k 河崎本通り

【景観特性】

河崎本通りは、勢田川の水運を活かして発展した問屋街で、川沿いや通り沿いに残る蔵や町屋が、伊勢の台所として繁栄した歴史を伝えています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・歴史的なまちなみの保全により、地区の景観特性を活かした魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の建物軒下等への花等の設置による、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

l 神路通り

【景観特性】

神路通りは、外宮北御門から月夜見宮をつなぐ通りで、「神が通る道」という意味から神路通りと呼ばれています。

近年、地元の主体的な取組により、案内板などが設置されており、沿道敷地に植えられているしだれ桜とともに、地域固有の景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿道景観の形成

- ・地区の歴史的な環境に配慮したまちなみの保全により、地区の歴史性や景観特性を活かした魅力ある沿道景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿道の建物軒下等への花等の設置による、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

m JR線及び近鉄線

【景観特性】

JR参宮線及び近鉄山田線は、名古屋から市内に至る鉄道利用者の広域的なアクセスルートとなっています。

鉄道の車窓からは、山並みを背景とした宮川の広大な河川景観や沿線に広がる田園景観、地域の南東部に広がる山林などの緑豊かな景観を楽しむことができます。



【景観形成の方針】

○魅力ある沿線景観の形成

- ・沿線の建築物等の形態意匠の配慮により、伊勢への鉄道利用者のアクセスルートとして、良好な景観の形成を図る。

○潤いのある都市空間の形成

- ・沿線の緑化の推進により、潤いのある都市空間及び緑のネットワークの形成を図る。

n 宮川

【景観特性】

宮川の広大な河川景観は市域の南東部の山並みを背景に、桜並木などの緑豊かな自然景観を形成しています。また、日本屈指の清流として知られ、桜の名所、花火大会の場として親しまれています。かつては参宮客が心身を清めた禊の場でもあり、桜の渡し、柳の渡し等、船での渡河を行っていました。



お木曳行事においては、度会橋付近にどんでん場が設けられ、お木曳のスタート地点となっています。

【景観形成の方針】

○広がりのある眺望の保全

- ・山並みと一体となった広がりのある眺望や、伊勢湾へとつながる開放感ある河口の眺望景観の保全を図る。

○周辺景観との調和

- ・建築物等の規模・配置や形態意匠の配慮により、流域の自然景観と一体となった景観の形成に努める。

○潤いのある河川景観の形成

- ・流域の緑や桜の名所として川堤の桜の保全に努めるとともに、河川の景観を楽しむ散策ルートなどの親水空間の確保等による、潤いある河川景観の形成を図る。

○水質環境の保全

- ・日本屈指の清流として、良好な水質環境の維持・保全に努める。

○ 五十鈴川

【景観特性】

五十鈴川上流は、神宮宮域の自然林の中や山裾を流れ、内宮と一体となった景観を形成しています。また、中流から下流にかけての低地部ではまとまりのある田園景観が広がっています。

内宮周辺は、お木曳行事の川曳の舞台でもあり、川底には石畳が敷き詰められ、特に浦田橋から内宮宇治橋に至る区間は、石積みによる護岸整備がなされ、川堤には桜が咲き、神宮林を背景として、美しい四季の移ろいが感じられます。



【景観形成の方針】

○広がりのある眺望の保全

- ・ 広がりのある田園景観と一体となった眺望景観の保全を図る。

○周辺景観との調和

- ・ 建築物等の規模・配置や形態意匠の配慮による、流域の自然景観と一体となった景観の形成に努める。
- ・ 浦田橋から内宮宇治橋までの区間は、内宮おはらい町との一体的な景観の形成を図る。

○潤いのある河川景観の形成

- ・ 流域の緑や桜の名所として川堤の桜の保全に努めるとともに、河川の景観を楽しむ散策ルートとして、親水空間の確保等による、潤いある河川景観の形成を図る。

○水質環境の保全

- ・ 神宮宮域を流れる神聖な河川として良好な水質環境の維持・保全に努める。

p 勢田川及びその支流

【景観特性】

勢田川は、市街地の中心部を流れる市民に最も身近な河川です。

かつてはその水運により河崎の間屋街の発展を支えてきました。舟参宮によっても栄え、二軒茶屋や河崎には往時の面影が残ります。

現在は市民等により、木造船の運航や海の駅、川の駅を活用したイベントの開催、水質改善や管理道路周辺の緑化の取組が行われています。



【景観形成の方針】

○舟上からの眺望への配慮

- ・河崎の間屋街の発展を導いた水運としての歴史性を大切にし、河崎のまちなみと一体となった景観の形成を図る。

○水辺と調和したまちなみ景観の形成

- ・かつての舟参宮ルートとして、舟上からの眺望景観の保全に努めるとともに、川に背を向けないなど、河川沿いの建築物等の形態意匠に配慮し、流域のまちなみと一体となった景観の形成を図る。

○潤いのある河川景観の形成

- ・水辺を演出する緑化や花いっぱい運動等の取組、川の駅・海の駅を活かした歴史を伝える取組などの、多様な市民活動等を活かした、潤いある河川景観の形成を図る。
- ・豊川や清川などの勢田川の支流は、暗渠部分を開渠化するなど親しみのある水路となるよう努める。

○水質環境の保全

- ・市民に親しまれている河川として、水質の改善に努める。

q 伊勢湾岸

【景観特性】

伊勢湾岸は、古くから港町として発達し、江戸時代には海からの舟参宮の玄関口として賑わいました。ウミガメの産卵でも知られる大湊海岸をはじめ、豊浜、北浜など穏やかな海岸景観が広がっています。

一方で、津波や高潮などの災害の危険性とも隣り合わせとなっており、安全性の確保を最優先に、豊かな自然景観の保全を図る必要があります。



【景観形成の方針】

○広がりのある眺望の保全・舟上からの眺望への配慮

- ・海岸部における建築物等の規模や形態意匠の配慮により、海岸線から広がりのある伊勢湾への眺望景観の保全を図る。

○水辺と調和したまちなみ景観の形成

- ・海の玄関口として、舟上や対岸から眺望できる水辺沿いの建築物等の規模・配置や形態意匠に配慮し、水辺と調和した景観の形成を図る。

○潤いのある海岸景観の形成・水辺の植生

- ・大湊海岸などにおける生態系、豊浜、北浜などの砂浜や海岸部の干潟や植生等の豊かな自然景観の保全を図るとともに、これらの自然景観との調和に配慮した海岸部の創出により、潤いある海岸景観の形成を図る。

r グリーンフロント

【景観特性】

市域の南東部には、神宮林を中心としてまとまった山林や里山が広がっており、北部に広がる市街地とこれらの山林の際（きわ）のラインは市域の中央部をおおよそ東西に連なり、市街地の限界線となって市街地の背景となる景観を形成しています。

一方で近年、耕作放棄地も発生しており、この市街地の限界線をグリーンフロントとして、連続性ある緑豊かな景観の保全が求められます。



【景観形成の方針】

○グリーンフロントの保全と創出

- ・連続性のある緑豊かな空間として、市街地と山林の境界域での緑をグリーンフロントとして、その保全と創出を図る。
- ・行為にともなう木竹の伐採は最小限とし、道路等公共の場所から望見できる敷地や擁壁等を緑化により修景することなどにより、緑と地形の連続性を活かした景観の形成を図る。

(3) 拠点別の景観形成の方針

都市マスタープランで示す拠点を基本として、本市の景観形成上、重要な拠点について方針を示します。



拠点別の景観形成方針図

① 内宮おはらい町地区及びその周辺

【景観特性】

内宮おはらい町地区及びその周辺は、五十鈴川沿いに古くから内宮の鳥居前町として発展してきた地区です。失われつつあった伊勢特有の切妻・妻入りのまちなみを保全・再生するため、地域住民が中心となり、まちなみ保全に取り組んできました。また、これに合わせ、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。



【景観形成の方針】

○歴史的まちなみの保全

- ・地域の特性を活かした景観形成基準に基づく建築物等の形態意匠等の配慮により、まちなみを保全することにより、内宮の鳥居前町としてふさわしいおもてなしの場としての賑わいの創出を図る。

○生活のにおいのするまちづくり

- ・古い建物をそのまま保存するのではなく、住民の居住性を考慮した「生活のにおいのするまちづくり」を推進する。

○歴史的まちなみの背景の眺望保全

- ・内宮おはらい町地区のまちなみの背景となる、神宮宮域林や五十鈴川等の豊かな自然景観への眺望の保全を図る。

② 二見町茶屋地区及びその周辺

【景観特性】

二見町茶屋地区及びその周辺は、二見興玉神社の参道として発展してきた地区で、木造旅館や土産物屋が建ち並んでいます。現存するまちなみを積極的に保全し、後世に伝え残していくために、地域の主体的な取組のもとで景観形成に取り組んでおり、道路の美装化も完了しています。



【景観形成の方針】

○歴史的まちなみの保存

- ・歴史的・文化的な趣きが色濃く残る建物等を次世代へ継承するよう、歴史的なまちなみの保存に努める。

○歴史的まちなみとの調和

- ・建築物等の形態意匠は、歴史的なまちなみとの調和に配慮する。

○歴史的まちなみの背景の眺望保全

- ・二見町茶屋地区のまちなみの背景となる音無山への眺望景観の保全を図る。

○海岸との一体性に配慮したまちなみ形成

- ・海岸部における建築物等の規模や形態意匠の配慮により、地区のまちなみの背景となる二見浦の海岸線や音無山への眺望景観の保全を図るとともに、海岸との一体性に配慮したまちなみの形成を図る。

③ 伊勢市駅周辺及び外宮周辺

【景観特性】

伊勢市駅周辺及び外宮周辺は、外宮の鳥居前町として古くから発展し、参宮街道を中心に参宮客をもてなす御師の館が点在し、繁栄していました。現在は広域幹線道路沿道を中心に都市化が進んでいますが、まちなかには世古と呼ばれる近世から残る路地や豊川などの小河川が残り、落ち着いた歩行者空間が形成されています。



【景観形成の方針】

○伊勢市の顔となる魅力ある都市空間の形成

- ・伊勢市の顔として、また市民の交流や活動の場として市民が誇りをもてるよう、低層部や舗装の工夫等により、賑わいと魅力ある都市空間の形成を図る。

○外宮の森への眺望保全

- ・魅力ある伊勢市の顔づくりとして、伊勢市駅から外宮までの地区は、外宮の森の稜線の保全に配慮した高さ、形態意匠等により、外宮の森への眺望景観の保全を図る。

○潤いのある歩行者空間の形成

- ・街路樹等による緑化や敷地内へのシンボルツリー・庭木、生垣の植栽、世古の空間を演出する花等の設置、小河川の開渠化による水辺の再生などにより、潤いのある歩行者空間の形成を図る。

④ 河崎地区

【景観特性】

河崎地区は、勢田川の水運を活かして発展した問屋街で、川沿いの石積みの蔵、本通り沿いの商家、建物を演出する世古道など、伊勢の台所として繁栄した当時の面影を感じることができるまちなみが残っています。現在は主に住宅地となっていますが、新しいものと古いものが併存する生活観のある景観を形成しています。



【景観形成の方針】

○地区の骨格の特徴の活用

- ・勢田川や河崎本通りのまちなみ、世古、環濠跡、河辺七種神社等の、地域を特徴づける景観要素を保全するとともに、その活用を図る。

○歴史的まちなみの保全

- ・「伊勢の台所」と呼ばれた本地区に現存している町屋や蔵等を次世代へ継承するよう、歴史的まちなみの保全を図る。

○歴史的まちなみとの調和

- ・建築物等の形態意匠は、歴史的なまちなみとの調和に配慮する。

○勢田川との一体性に配慮したまちなみ形成

- ・地区のまちなみを特徴づける川沿いのまちなみの保全を図るとともに、通りから勢田川への繋がりなど、河川景観との一体性に配慮したまちなみの形成を図る。

⑤ 小俣宿・明野宿地区

【景観特性】

お伊勢参りの最後の宿場町として、伊勢街道沿いに発展し、現在も一部の建築物などにその面影を残しています。

一部地域において、建築物や生垣など統一感のあるまちなみが昭和以降に新たに形成されています。



【景観形成の方針】

○歴史的まちなみの保全

- ・伊勢街道沿いの宿場町として面影を残す小俣宿・明野宿地区などに現存している歴史的な建築物等を次世代へ継承するよう、歴史的趣きのある建築物が連なった連続性のあるまちなみの保全を図る。

○歴史的まちなみとの調和

- ・建築物等の形態意匠は、歴史的なまちなみとの調和に配慮する。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

地域の景観は、固有の土地利用や軸、拠点により特徴づけられるものであり、これらが調和した良好な景観を保全し、活かすために、景観形成基準を定めます。

1 景観形成基準（一般地区及び沿道景観形成地区）

良好な景観の形成に関する方針のうち、特に土地利用ゾーン別と軸別の景観形成の方針を具体化するため、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為として、一般地区においては一定規模以上の行為、沿道景観形成地区においては原則すべての行為が、当該地区の景観と調和したものとなるよう、次のとおり基準を定めます。

※次の表中、「中」は中心商業業務ゾーン、「市」は市街地ゾーン、「集」は集落・農地ゾーン、「自」は自然環境ゾーンを示し、「●」は当該基準が該当することを示します。

(1) 建築物・工作物本体に関する事項

種別	景観形成基準	中	市	集	自
規模・配置	○規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。				
	・隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。	●	●	●	●
	・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。	—	●	●	●
	・周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	—	●	●	●
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。	●	●	●	●
	○壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。				
壁面の位置	・壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	●	●	●	—
	・歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。	●	●	●	—
形態意匠	○形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。				
	・隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。	●	●	●	●
	・遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。	—	—	●	●

種別		景観形成基準	中	市	集	自	
形態意匠	形態意匠	・商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。	●	●	—	—	
		・歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。	●	●	●	—	
		・壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。	●	●	●	●	
	色彩	○色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。					
		・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、次の表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	●	●	●	●	
		対象	色相	明度	彩度		
		屋根色	10R～5Y	7以下	6以下		
			R、5.1Y～10Y	7以下	4以下		
			その他	7以下	2以下(無彩色を含む)		
		外壁基調色	10R～5Y	—	6以下		
R、5.1Y～10Y	—		4以下				
その他	—		2以下(無彩色を含む)				
素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。						
	・素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。	●	●	●	●		
	・年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用するよう努めること。	●	●	●	●		
屋外設備	○屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。						
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。						

(2) 敷地等に関する事項

種別	景観形成基準	中	市	集	自
敷地内の緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。				
	・敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。	●	●	●	●
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	—	●	●	●
	・既存の緑をできる限り継承すること。	—	—	—	●
敷地の外構	○フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。				
擁壁の形態意匠	○道路等公共の場所から望見できる部分について、形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。				

(3) 開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項

種別	景観形成基準
形態意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	○法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

(4) 土石の採取・鉱物の掘採に関する事項

種別	景観形成基準
採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項

種別	景観形成基準
集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

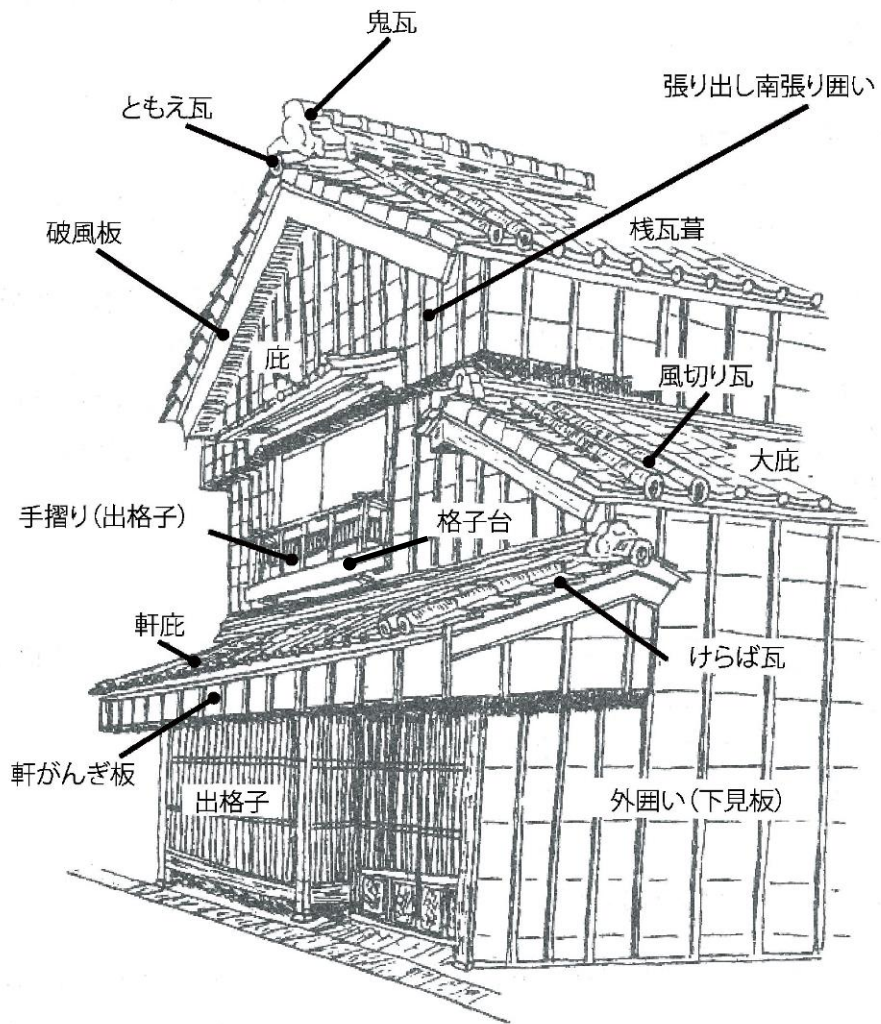
2 重点地区景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針のうち、特に拠点別の景観形成の方針を具体化するため、原則全ての行為が当該地区の景観と調和したものとなるよう、次のとおり基準を定めます。

(1) 内宮おはらい町地区景観形成基準

		景観形成基準
建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、3階以下とする。
	屋根・軒庇	1 屋根は切妻・妻入り又は入母屋・妻入りを基本とする。 2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えるものとする。 3 屋根及び軒庇は、灰色若しくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。
	外壁	1 外壁は、きざみ囲い(簷子下見板張り)を基本とし、1階には軒がんぎ板、2階には張り出し囲いを用いるものとする。ただし、道路等の公共空間から通常望見できない部分はこの限りでない。 2 外壁の色彩は、周囲の調和を乱さないものとする。 3 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。
	開口部・建具	道路に面する建具は木製とし、2階開口部には出格子を用いるものとする。
	建築設備	建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし、木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。
	樋	樋は茶色系とする。
	看板・案内板	看板・案内板は、ネオンサインや原色等の派手な色は使用しないこととし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。
	建築物の高さの最高限度	10mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。
	外構	1 通り又は河川に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。
	自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

□整備イメージ図



(2) 二見町茶屋地区景観形成基準

【二見町茶屋地区の景観形成の方針】

二見町茶屋地区は、二見浦・夫婦岩表参道を中心に木造旅館や店舗等が見られる歴史的まちなみを形成していることから、これらの景観の保全・継承に努めるために重点地区に指定します。

二見町茶屋地区では重点地区の範囲内の土地利用状況をふまえて以下のように「旅館地区」、「店舗地区」、「住宅地区」、「茶屋北西地区」、「茶屋南西地区」の5地区に地区分けし、各地区の特性に応じた景観の形成を進めます。

【各小地区の景観形成の方針】

① 旅館地区

夫婦岩表参道の北側を中心に旅館が連なる中に伝統的意匠をもった木造旅館が見られ、茶屋地区を特徴づける歴史的まちなみを形成していることから、これらの景観の保全・継承に努め、また、より一層の景観形成を進める。また、海沿いからの景観にも配慮し、隣接する二見浦公園と一体となった景観の保全に努める。

② 店舗地区

夫婦岩表参道の南側に木造2階建ての伝統的意匠をもった店舗等が見られ、茶屋地区を特徴づける歴史的まちなみを形成していることから、これらの景観の保全・継承に努め、また、より一層の景観形成を進める。

③ 住宅地区

歴史街道である二見道沿いに木造2階建ての町屋型住宅が残り、落ち着いたまちなみを形成していることから、これらに調和するような景観の保全に努める。また、地域住民の意欲次第ではより一層の景観形成を進める。

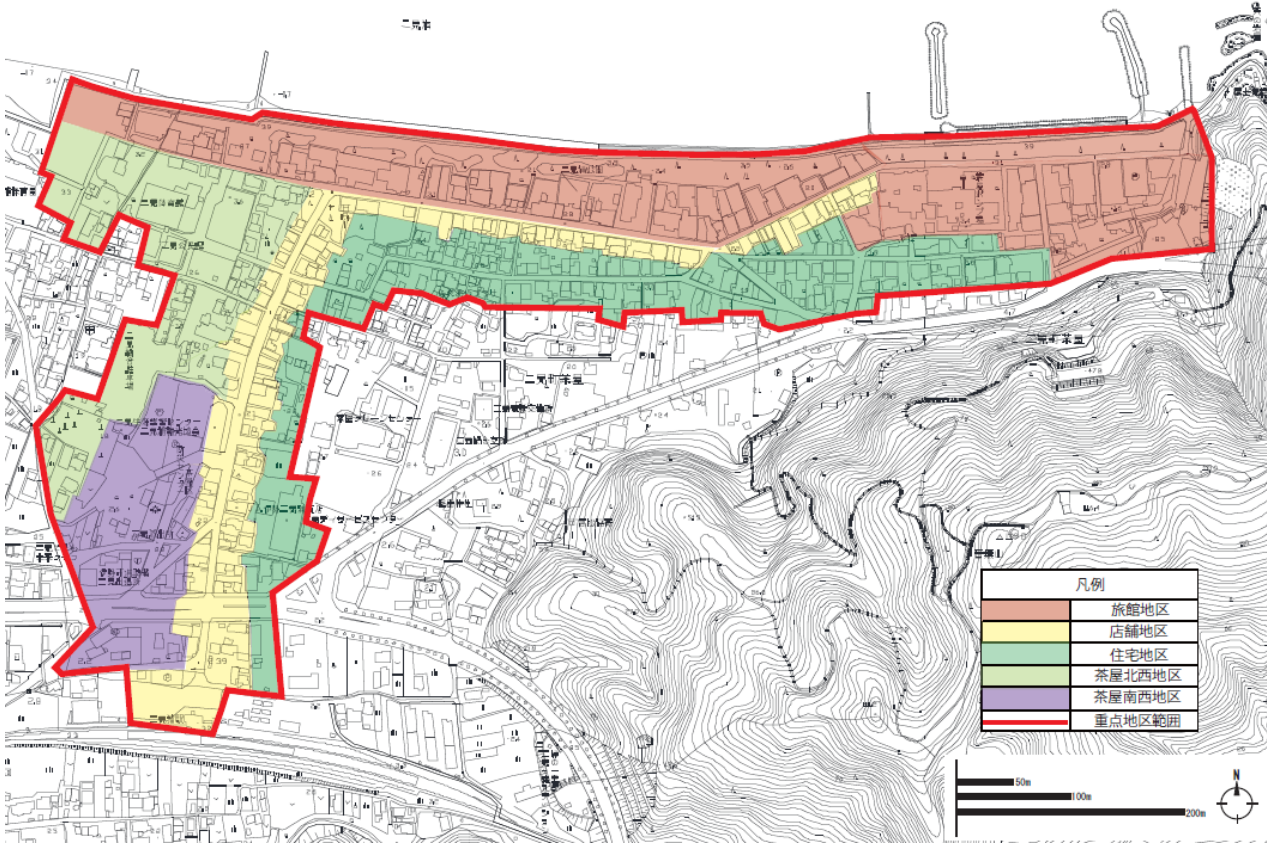
④ 茶屋北西地区

住宅や公共施設等が建ちならび、落ち着いたまちなみを形成していることから、二見町茶屋地区のまちなみに調和するような景観の保全に努める。

⑤ 茶屋南西地区

二見町茶屋地区のまちなみに調和するような景観の保全に努める。

□二見町茶屋地区の地区分け



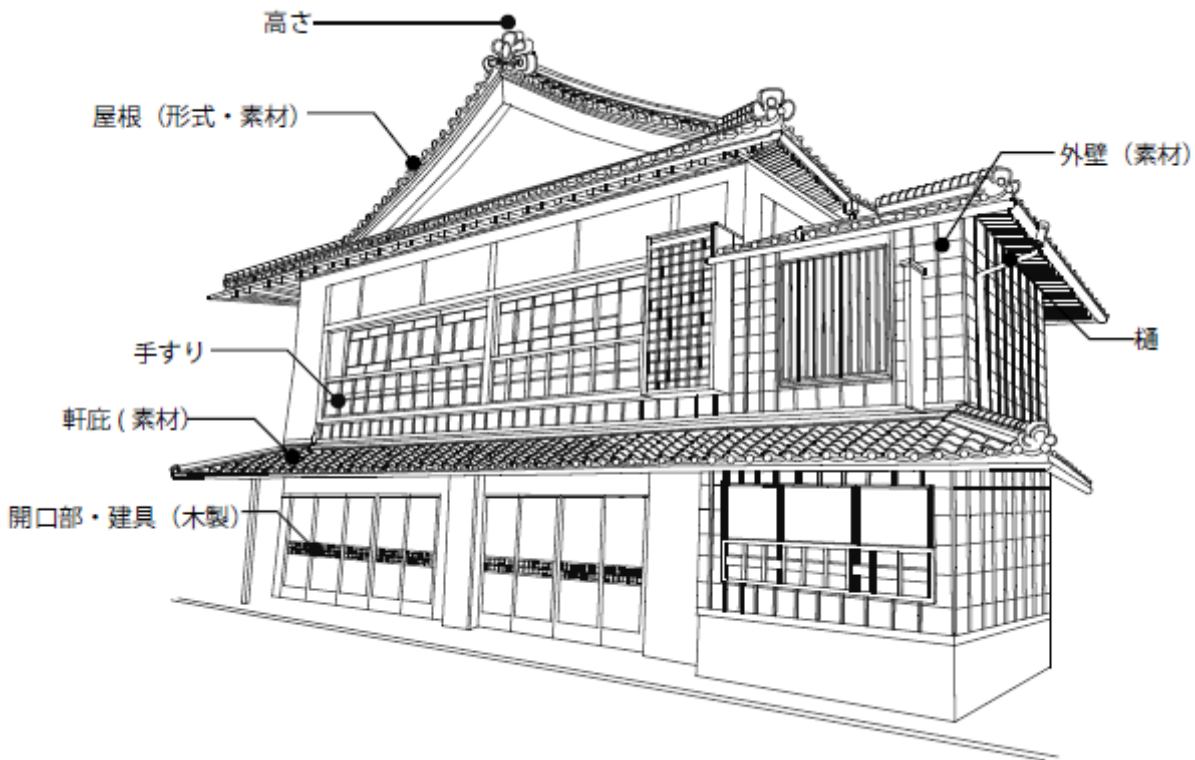
旅館地区の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、3階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
	屋根・軒庇	<p>1 屋根は切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。</p> <p>2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。</p> <p>3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。</p> <p>4 主な出入口には飾り屋根を必要に応じて取り入れる。</p> <p>5 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。</p>
	外壁	<p>1 外壁の素材は木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。</p> <p>2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りではない。</p> <p>3 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。</p>
	開口部・建具	道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。
	建築設備	建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に配置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りではない。
	樋	樋は茶色系とする。
	看板・案内板	木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	門・塀・垣根等	道路に面して門・塀・垣根を設ける場合は、板塀、生垣等とする。
建築物の高さの最高限度	12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。	

工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないように輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	外構	1 道路及び海岸に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図る。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
	自動販売機等	外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。

※旅館と異なる用途の建築物について、店舗に関しては店舗地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□旅館地区の建築物の整備イメージ



出典『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成24年3月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

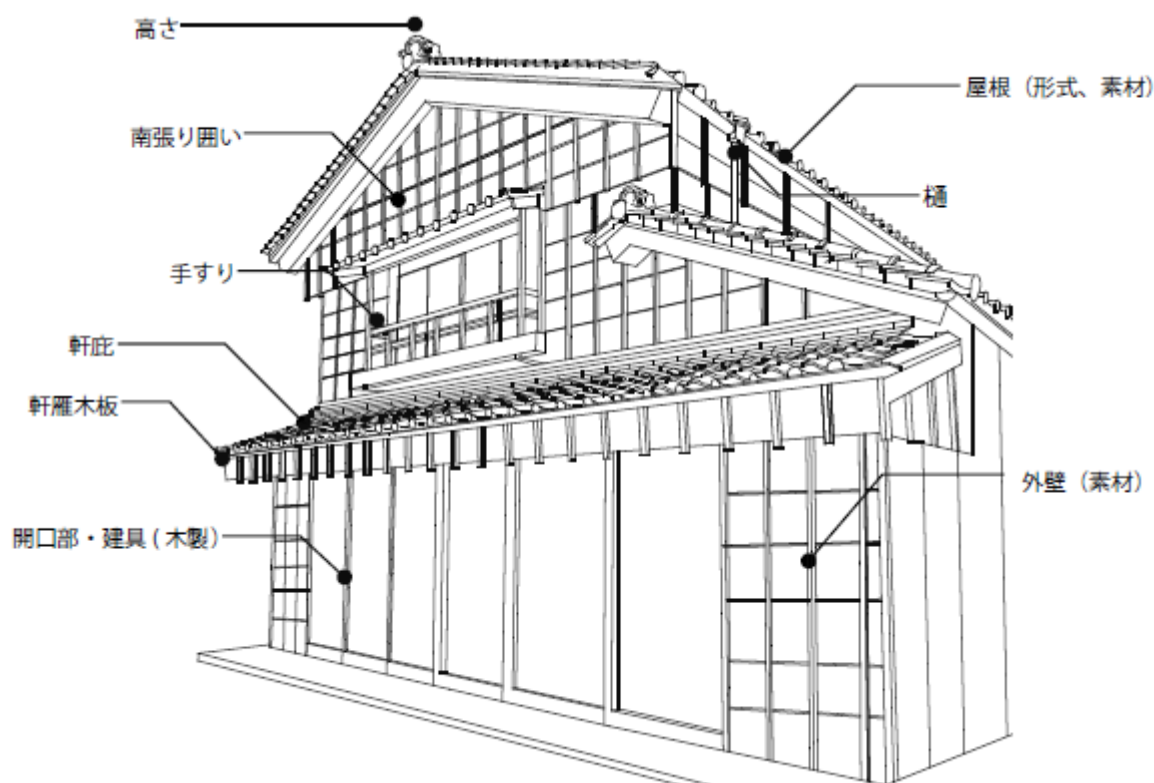
店舗地区の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
	屋根・軒庇	1 屋根は切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。 2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。 3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は素材色とする。 4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。 2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず、外壁の位置を揃えることが出来ない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。 3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。 4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。
	開口部・建具	道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。
	建築設備	建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に配置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りではない。
	樋	樋は茶色系とする。
	看板・案内板	木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	建築物の高さの最高限度	10mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。

工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないように輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図る。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
	自動販売機等	外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。

※店舗と異なる用途の建築物について、旅館に関しては旅館地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□店舗地区の建築物の整備イメージ



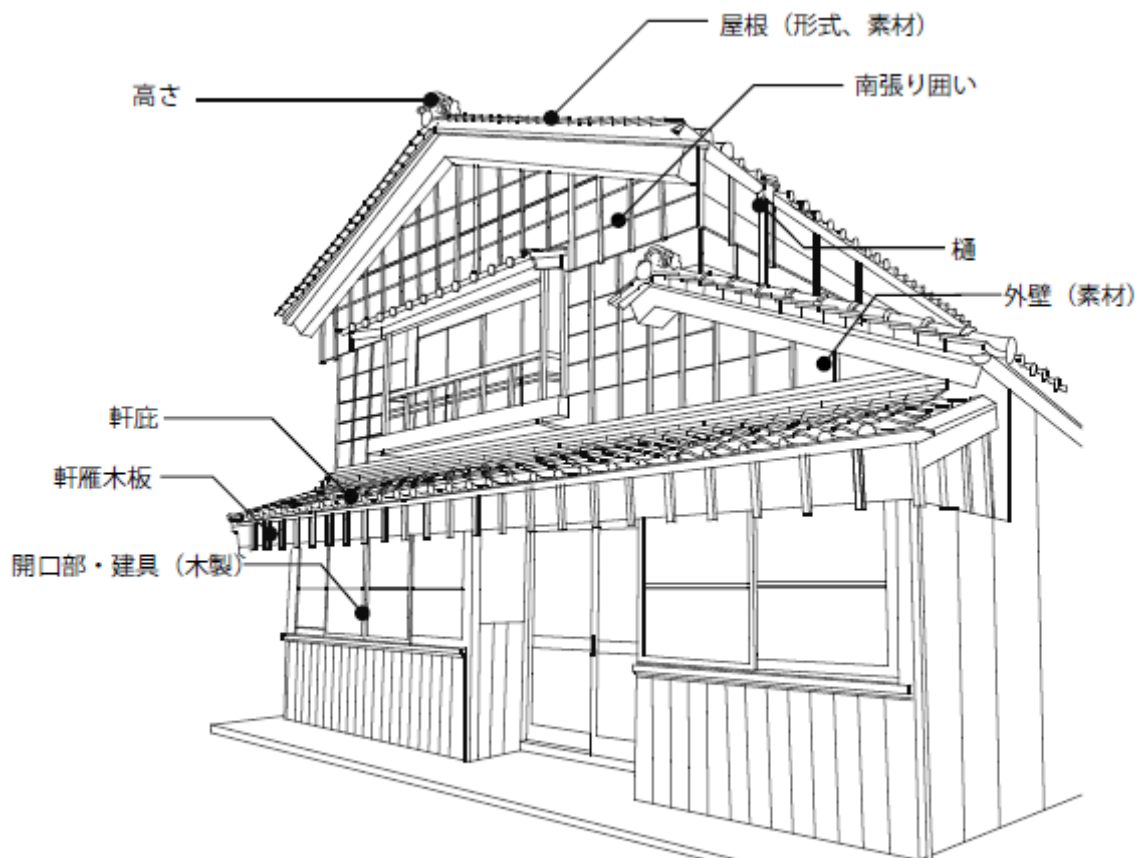
出典『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成24年3月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

旅館地区及び店舗地区における住宅の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
	屋根・軒庇	<p>1 屋根は切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。</p> <p>2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。</p> <p>3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は素材色とする。</p> <p>4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。</p>
	外壁	<p>1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。</p> <p>2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず、外壁の位置を揃えることができない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないようにするものとする。</p> <p>3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。</p> <p>4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣の残る建物との調和を乱さないものとする。</p>
	開口部・建具	道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。
	建築設備	建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に配置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りではない。
	樋	樋は茶色系とする。
	看板・案内板	木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した材質（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	建築物の高さの最高限度	10mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。

工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	屋外照明	歩行者等に不快感を与えないように輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図る。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
	自動販売機等	外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。

□旅館地区及び店舗地区における住宅の整備イメージ



出典『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成24年3月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

住宅地区の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和に配慮するものとする。
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣の残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。 2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合はこの限りではない。
	外壁	外壁の色彩は周囲の歴史的な趣の残る建物との調和を乱さないものとする。
	門・塀・垣根等	道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和を図るものを基本とする。
建築物の高さの最高限度		12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。
	自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

□住宅地区の建築物の整備イメージ



出典『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成 24 年 3 月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

茶屋北西地区の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和に配慮するものとする。
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣の残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。 2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合はこの限りではない。
	外壁	外壁の色彩は周囲の歴史的な趣の残る建物との調和を乱さないものとする。
	門・塀・垣根等	道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和を図るものを基本とする。
建築物の高さの最高限度		12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。
	自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

□茶屋北西地区の建築物の整備イメージ



出典『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成 24 年 3 月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

茶屋南西地区の景観形成基準

建築物の形態意匠の制限	形態	周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和に配慮するものとする。
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものとする。 2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合はこの限りではない。
	外壁	外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。
	門・塀・垣根等	道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な建物と調和を図るものを基本とする。
建築物の高さの最高限度		12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。 2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。
	自動販売機等	外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。

3 届出対象行為

(1) 一般地区

一般地区において、届出が必要となる行為は次のとおりです。

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設・増築・改築・移転・外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	①煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの
	⑦ウォータースhoot、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供する工作物	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	
	⑪太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの。）	高さ10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
	⑫①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（②に掲げるものにあつては30m）を超えるもの、又は、⑪に掲げるもので太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
	⑬その他の工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの	

また、一般地区において、届出の適用除外となる行為は次のとおりです。

①景観法第 16 条第 7 項各号に規定する行為

②景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づく伊勢市景観条例に規定する行為

○ 前頁の届出の必要な行為における規模に満たない行為

○ 軽微な行為

- ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
- ・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10 m²以下のもの又は外観を変更することとならないもの
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 m²以下のもの
- ・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が 10 m²以下のもの
- ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 m²以下のもの
- ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその期間が 90 日を超えて継続しないもの

○ 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられているもの

- ・ 森林法第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項の規定により許可を受けて行う行為
- ・ 自然公園法第 10 条各項の規定に基づく公園事業の執行、第 20 条第 3 項若しくは第 21 条第 3 項の規定により許可を受けて行う行為又は第 68 条第 1 項の規定による協議に係る行為
- ・ 砂利採取法第 16 条の規定により認可を受け、河川法第 25 条の許可を受けて行う行為又は農地法第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。）

(2) 沿道景観形成地区

沿道景観形成地区においては、原則全ての行為が届出の対象となりますが、適用除外となる行為は次のとおりです。

①景観法第16条第7項各号に規定する行為

②景観法第16条第7項第11号に基づく伊勢市景観条例に規定する行為

- 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ30m以下のもの
- 軽微な行為
 - ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更
 - ・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその期間が90日を超えて継続しないもの

③開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更で行為に係る土地の面積が1,000㎡以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5m以下又は長さ10m以下のもの

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で行為に係る土地の面積が1,000㎡以下で、かつ、高さが5m以下のもの

(3) 重点地区

重点地区（内宮おはらい町地区及び二見町茶屋地区）においては、原則全ての行為が届出の対象となりますが、適用除外となる行為は次のとおりです。

①景観法第16条第7項各号に規定する行為

②景観法第16条第7項第11号に基づく伊勢市景観条例に規定する行為

- 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ30m以下のもの
- 軽微な行為
 - ・ 建築物の増築又は改築で、外観を変更することとならないもの

【参考】特定届出対象行為（全地区共通）

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は次のとおりです。

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

【参考】色相ごとの明度と彩度の範囲

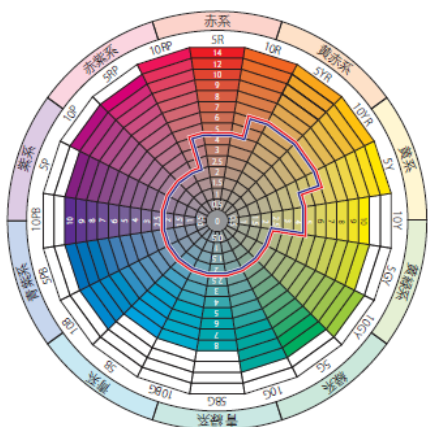
〔屋根色〕

色相	明度	彩度
10R～5Y	7以下	6以下
R、5.1Y～10Y	7以下	4以下
その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

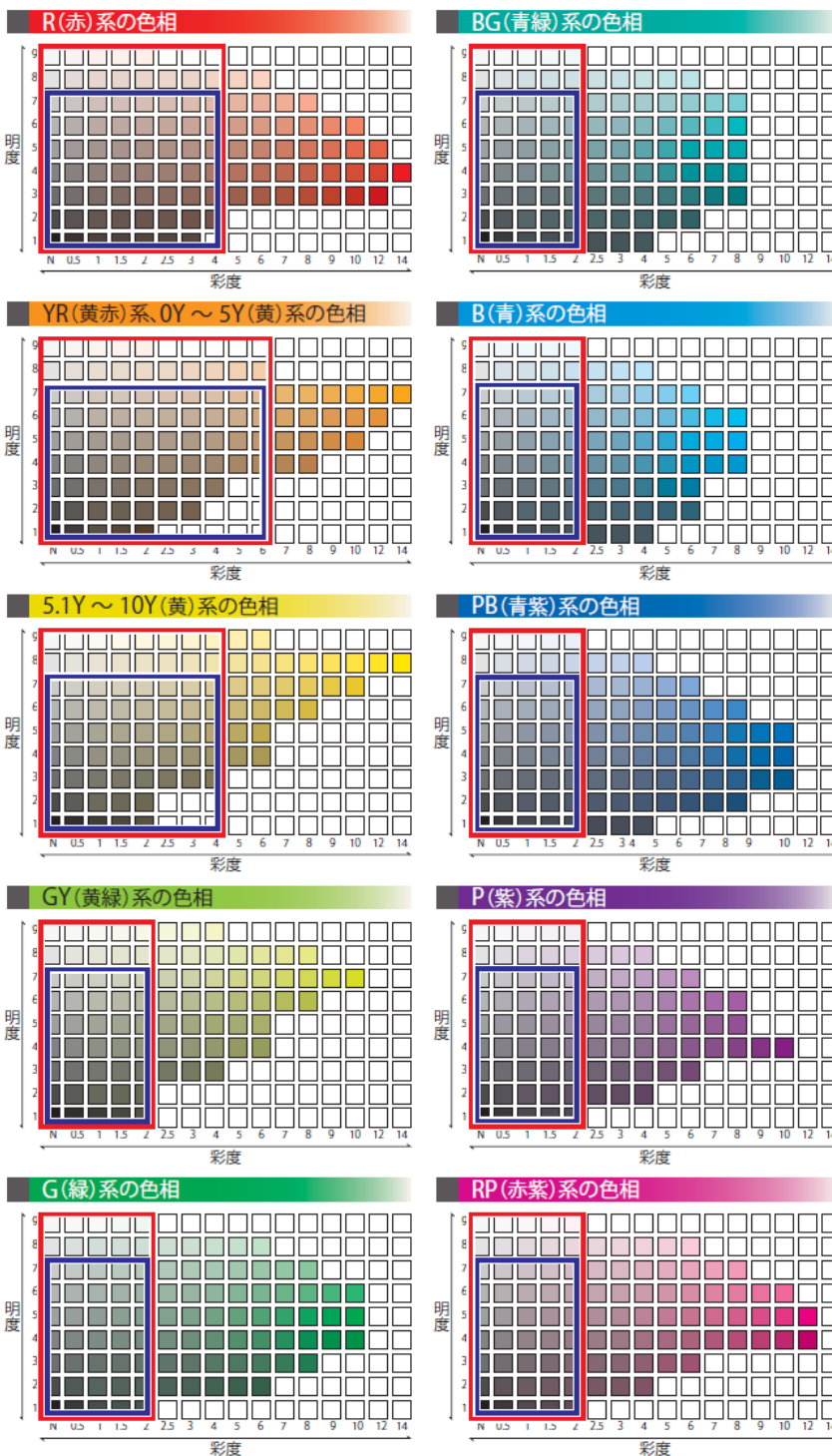
〔外壁基調色〕

色相	明度	彩度
10R～5Y	—	6以下
R、5.1Y～10Y	—	4以下
その他	—	2以下(無彩色を含む)

色相環に示す色相と彩度の範囲



色相ごとの明度と彩度の範囲



凡例

- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）

景観計画区域内の建築物・工作物(以下「建造物」という。)、樹木(樹林地は除く。)のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、それらを核とした良好な景観の形成に取り組みます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は市民による公募・推薦を基に選定し、伊勢市都市計画審議会や所有者の意見を聴いて指定します。

1 景観重要建造物の指定方針

本市の良好な景観を形成する上で重要であり、道路等の公共の場所から望見できる建造物を、次の方針に基づき指定します。

- 地域の歴史文化が形態意匠に色濃く現れているもの又は歴史的な形態意匠を継承するもの
- 地域住民に親しまれているもので、適切に維持管理がなされているもの
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在のもの
- その他本市の良好な景観を形成する上で重要な役割を有するもの

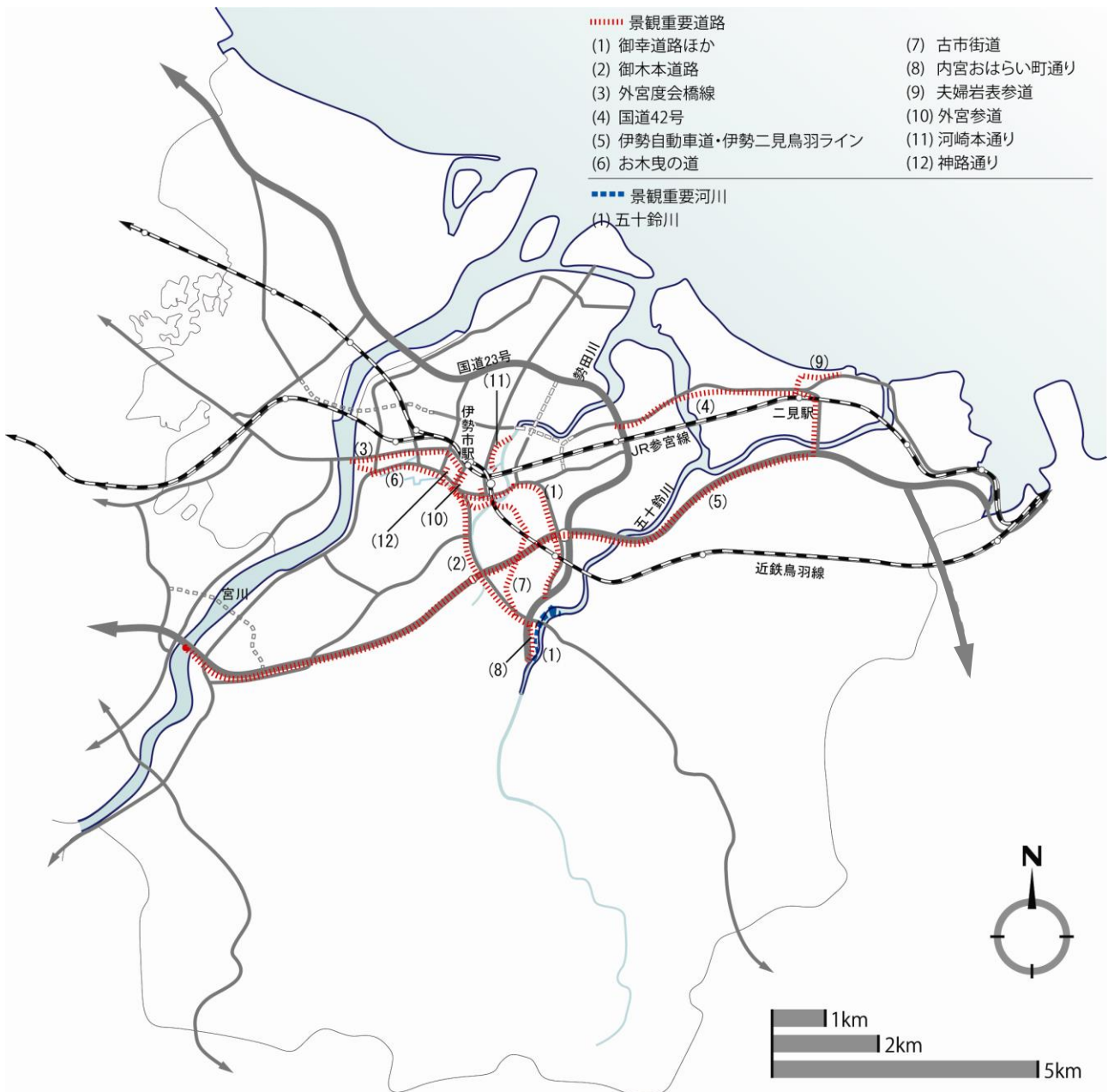
2 景観重要樹木の指定方針

本市の良好な景観を形成する上で重要であり、道路等公共の場所から望見できる樹木を、次の方針に基づき指定します。

- 樹高や樹形が景観上優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれているもの
- 地域のシンボリックな存在のもの又はシンボルとして地域で育てていくもの
- その他本市の良好な景観を形成する上で重要な役割を有するもの

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項等(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)

景観を構成する要素の中でも、道路や河川などの公共施設は、都市のイメージをつくる上で大きな役割を果たしています。特に景観上重要な公共施設について、良好な景観の形成を図るために、次の公共施設を景観重要公共施設に位置づけ、その整備に関する事項を定めます。



景観重要公共施設位置図

1 景観重要道路

(1) 御幸道路ほか

① 路線名

路線名	区 間
県道鳥羽松阪線	J R伊勢市駅前～楠部町交差点
市道岡本吹上線	宇治山田駅前～岩渕町交差点
県道伊勢南勢線	楠部町交差点～中村町交差点

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

外宮・内宮をつなぐ御幸道路は、歩道の舗装はレンガ調のデザインを基本としており、街路樹は桜、楓、楠などが交互に植えられ、四季折々の景観が楽しめるなど、外宮・内宮へのアクセス道路として良好な景観が形成されています。特に、徴古館周辺は沿道の緑に包まれ、魅力ある空間となっています。また、伊勢市駅から外宮までの区間は、無電柱化が完了しており、中央分離帯や歩道では緑豊かな街路樹や低木植栽が伊勢市駅から開ける外宮の緑への眺望景観と調和し、本市のシンボル道路として良好な景観を形成しています。

今後の整備においては、外宮・内宮へのアクセス道路として、現状の良好な景観を損なわないよう次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、レンガ又はそれに類する色彩を基調としたブロック系の舗装とするなど現在の歩道との連続性に配慮した形態意匠とする。
- 街路樹や低木植栽は、桜、楓、楠など四季を演出する樹種の選定に配慮する。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

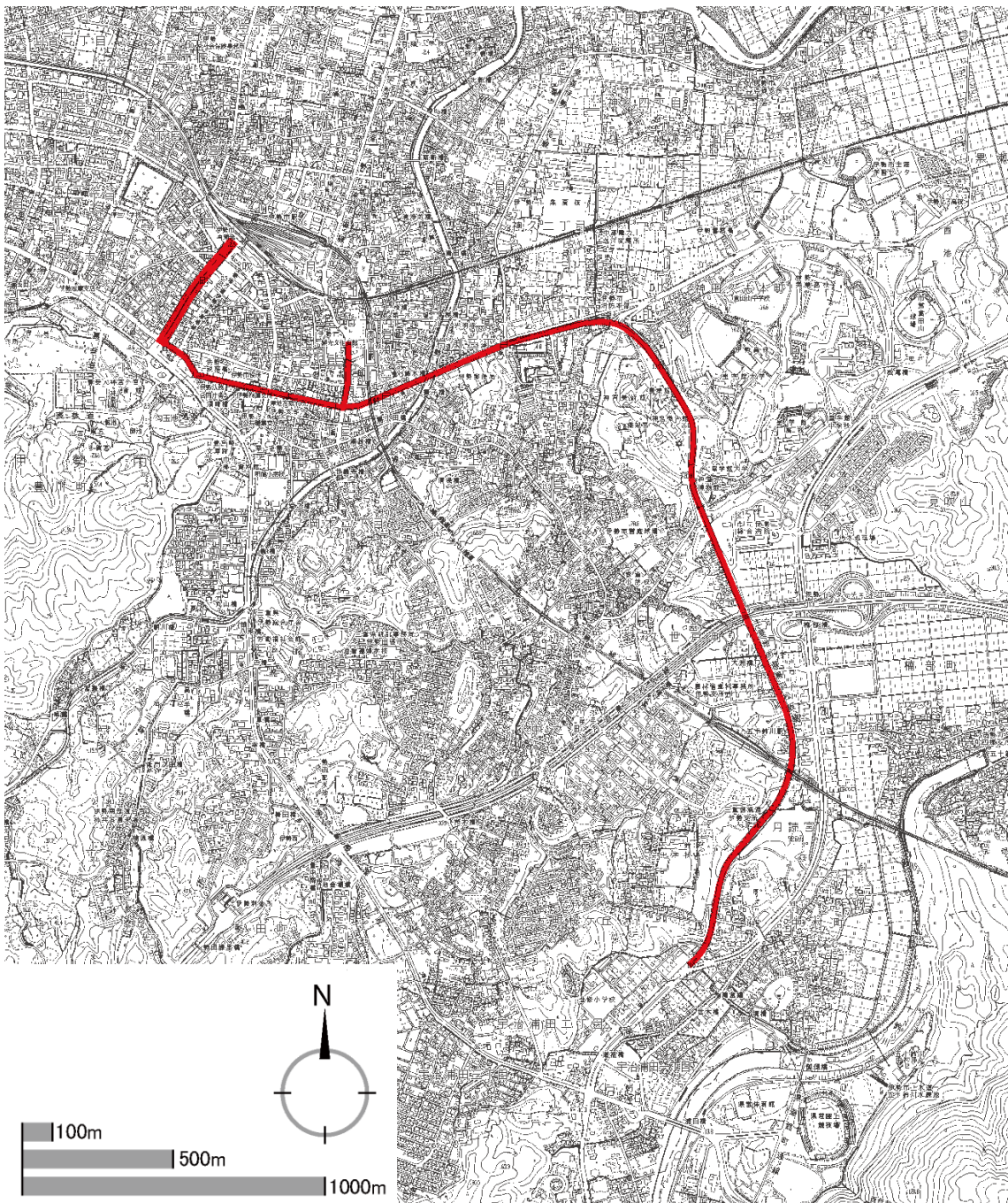
③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



御幸道路ほか

(2) 御木本道路

① 路線名

路線名	区 間
県道伊勢磯部線	外宮前～浦田橋

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

御木本道路は、市街地の主要な幹線道路であるとともに、外宮・内宮を連絡し、両宮の中央に位置する伊勢西インターチェンジから外宮・内宮にアクセスする道路です。

特に、外宮から伊勢西インターチェンジへ向かう区間は、鼓ヶ岳への眺望が、また、桜木町周辺沿道は、蓮台寺柿畑の秋に色づく景観が楽しめるなど、地域固有の景観を形成しています。

今後の整備においては、外宮・内宮へのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
- 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。
ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



御木本道路

(3) 外宮度会橋線

① 路線名

路線名	区 間
県道鳥羽松阪線	度会橋～J R伊勢市駅前

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

外宮度会橋線は、県道鳥羽松阪線の一部で、本市と松阪市を結ぶ広域幹線道路です。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

また、J R伊勢市駅から浦口交差点の区間においては無電柱化が計画され、一部事業が進行中です。

今後の整備においては、市街地の主要な幹線道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
- 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。
ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



外宮度会橋線

(4) 国道 42 号

① 路線名

路線名	区 間
国道 42 号	通町交差点～二見ジャンクション

② 整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

国道 42 号は、国道 23 号から二見浦や鳥羽方面へ至る広域幹線道路であり、かつ、観光交流拠点のひとつである二見浦へのアクセス道路となっています。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

今後の整備においては、二見浦へのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
- 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

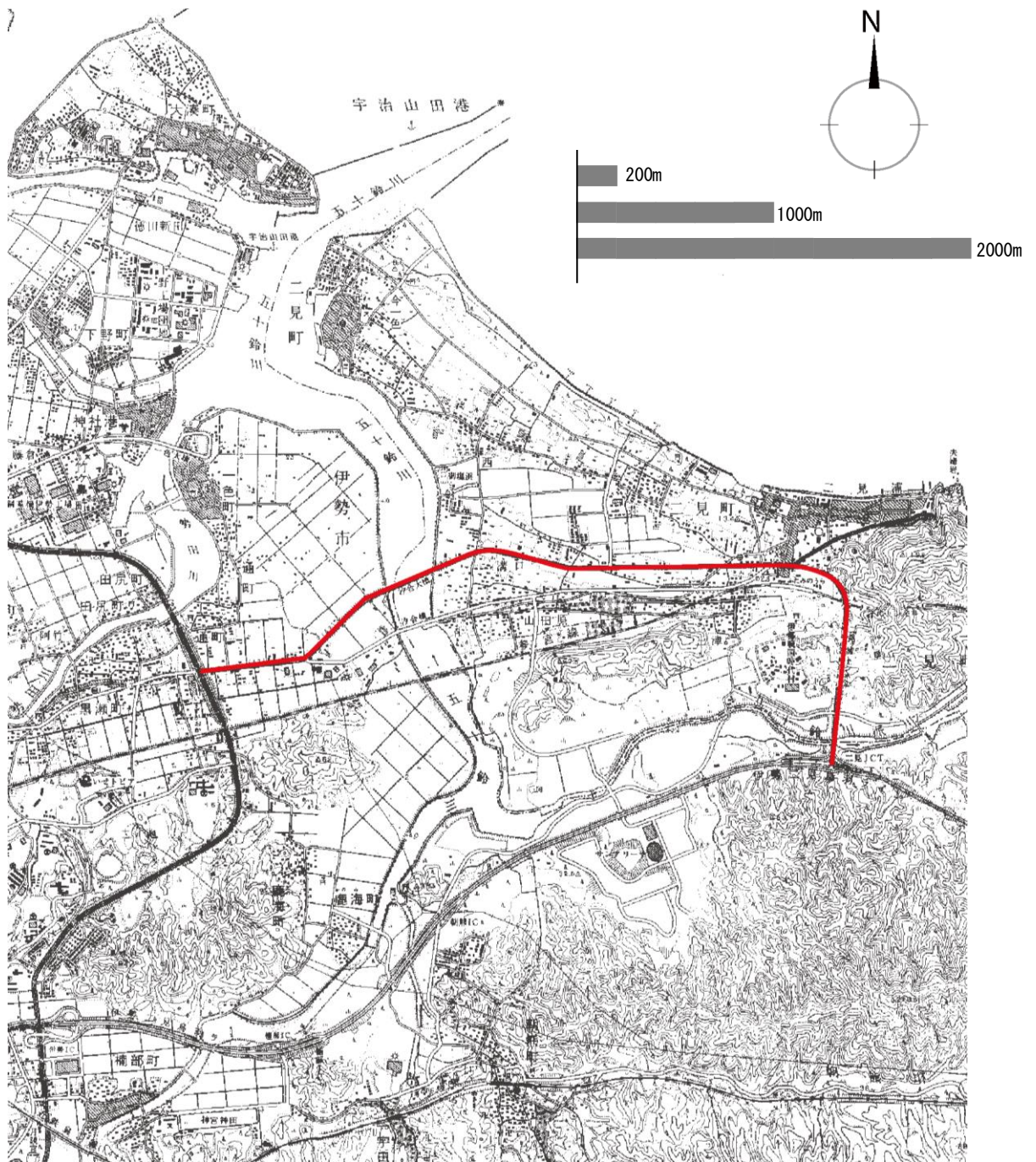
③ 占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6 以下	4 以下	2 以下(無彩色を含む)



国道 42 号

(5) 伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン

① 路線名

路線名	区 間
近畿自動車道関伊勢線	宮川橋～伊勢インターチェンジ
県道鳥羽松阪線 (伊勢二見鳥羽ライン)	伊勢インターチェンジ～二見ジャンクション

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

伊勢自動車道は、名古屋、大阪方面から市内に至る自動車専用道路であり、伊勢二見鳥羽ラインは、伊勢自動車道伊勢インターチェンジから二見浦に至る自動車専用道路に準じた道路です。また、本市の重要な観光交流拠点へのアクセス道路となっています。

中央分離帯の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。今後の整備においては、本市への自動車交通でのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- のり面の緑化保全に配慮する。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。
ただし、高速自動車道の連続性の観点から高速自動車道の防護柵において一般的に使用されている亜鉛めっき(N7 金属光沢有)のもの、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

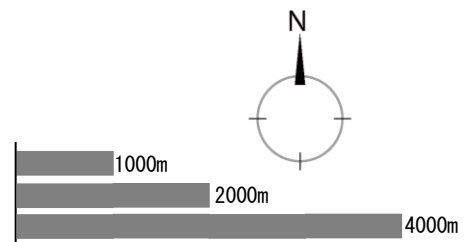
③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン

(6) お木曳の道

① 路線名

路線名	区 間
市道中島2丁目6号線	どんでん場～中島2丁目地内(1024番地先)
市道浦口中島線	中島2丁目地内(1024番地先)～辻久留交差点
県道伊勢南島線	辻久留交差点～一志町地内(31番地先)
市道本町2号線	一志町地内(31番地先)～外宮北御門

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

お木曳の道は、かつての参宮街道(伊勢街道)であり、遷宮行事の一つであるお木曳行事やお白石持行事が行われる道です。沿道には切妻・妻入りのまちなみや道標、街道の合流地点であった筋向橋の欄干など、街道としての歴史を彷彿させる歴史資源が点在しています。

今後の整備においては、お木曳の道としてまた、歴史を伝える街道として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。
ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

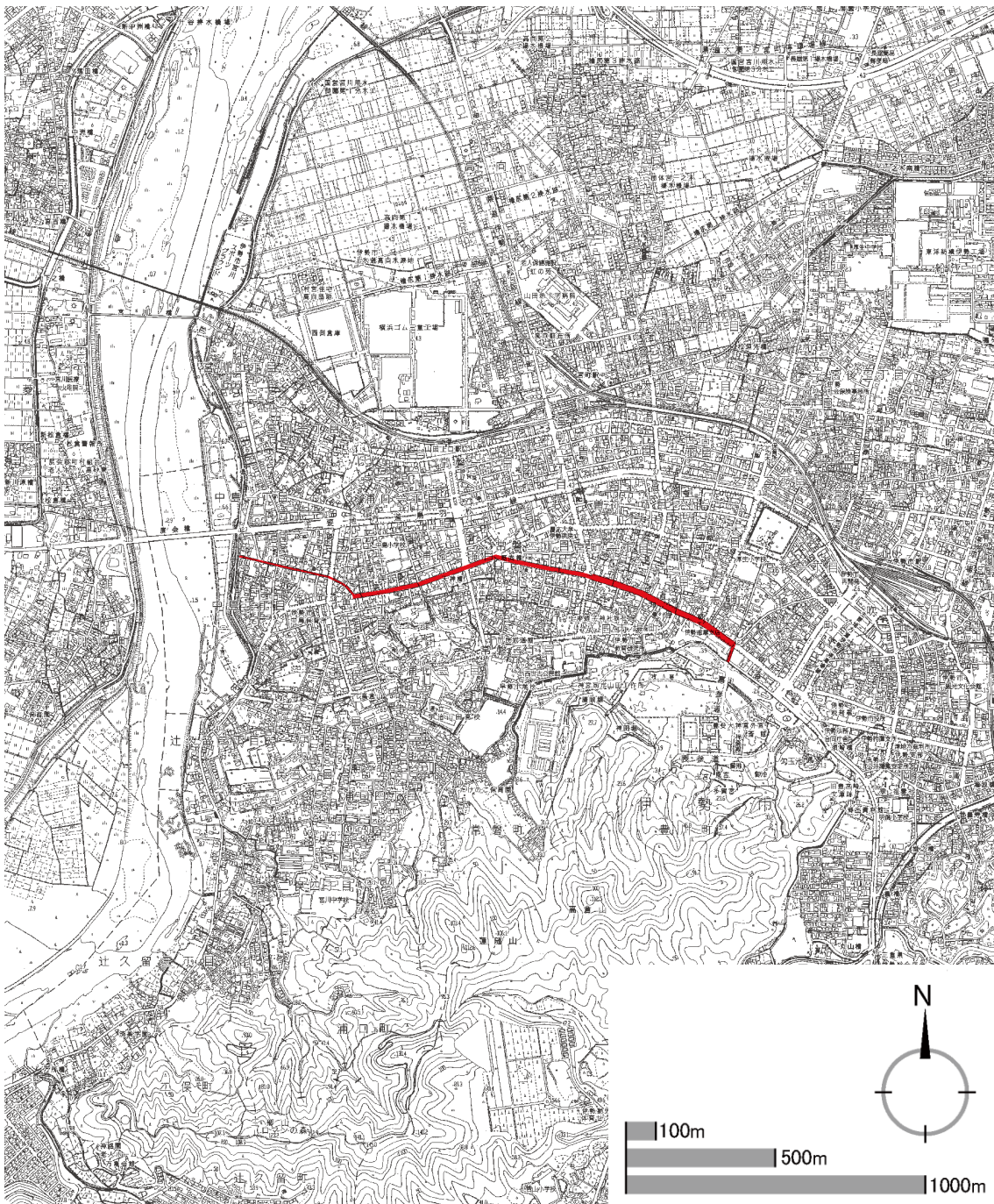
(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)

- 架空電線を道路横断させる場合には、お木曳車の通行に支障が無いよう配慮する。



お木曳の道

(7) 古市街道

① 路線名

路線名	区 間
市道外宮内宮線	岡本1丁目地内 (160-16番地先) ~宇治浦田西交差点

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

古市街道は、外宮と内宮を結ぶ伊勢街道です。丘陵の尾根を通る道の曲がり具合や道幅が、旧街道であったことを伝えています。

現在はバスが通る路線となっていますが、沿道には切妻・妻入りの伊勢特有のまちなみが見られます。

今後の整備においては、歴史を伝える街道として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

- 歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。
ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

③ 占用許可の基準 (道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



古市街道

(8) 内宮おはらい町通り

① 路線名

路線名	区 間
市道滝倉川線	宇治浦田東交差点 ～宇治浦田1丁目地内(121番地先)
市道宇治浦田1丁目3号線	宇治浦田1丁目地内(127-4番地先) ～宇治浦田1丁目地内(127-1番地先)
市道宇治新橋線	県道伊勢磯部線交差点～赤福本店前交差点
県道館町通線	赤福本店前交差点～宇治橋前

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

内宮おはらい町通りは、内宮の鳥居前町として発展してきた通りです。失われつつあった伊勢特有の切妻・妻入りのまちなみを保全・再生するため、地域住民が中心となりまちなみ保全に取り組んできました。

また、これに合わせ、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、現状の良好な景観を損なわないよう次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

- 道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

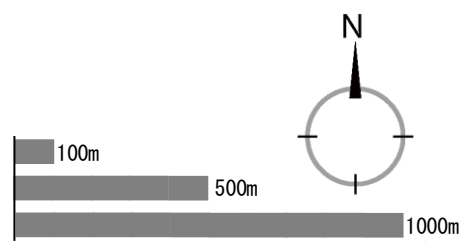
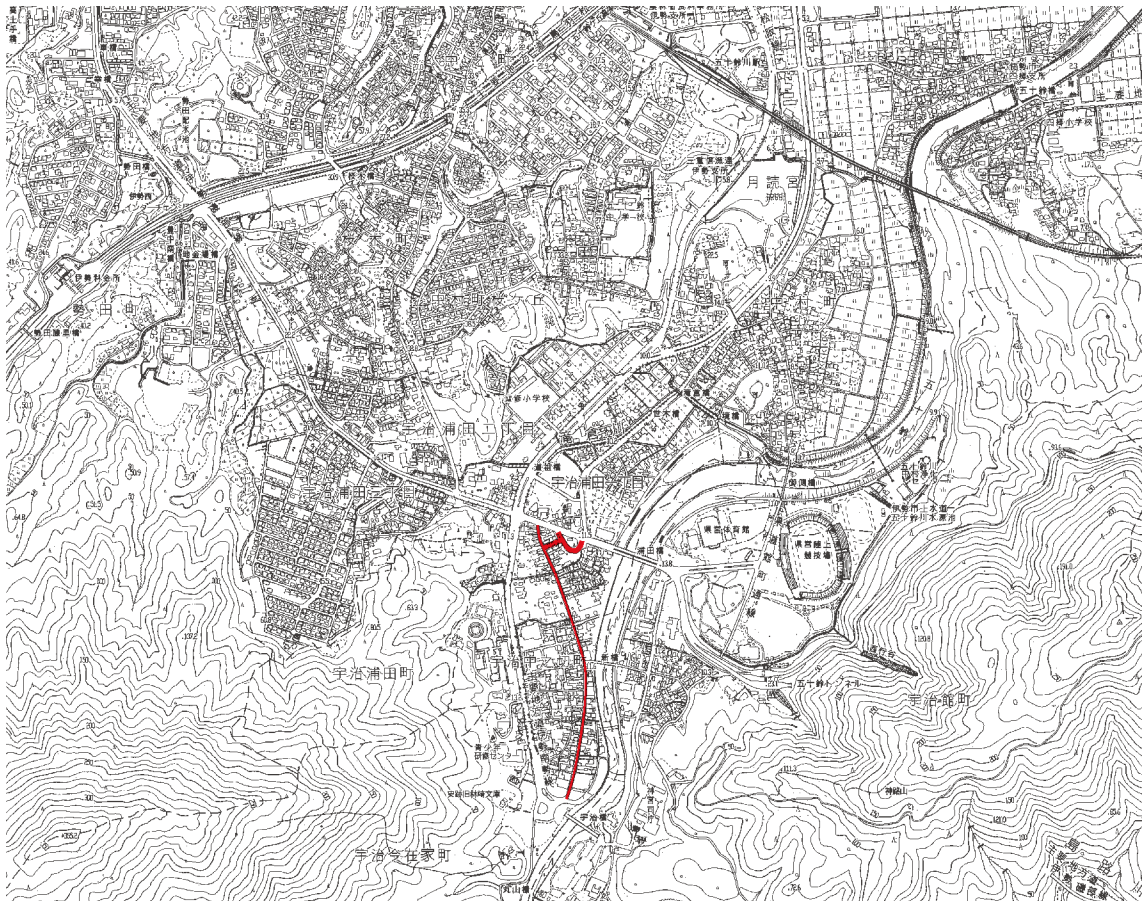
③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



おはらい町通り

(9) 夫婦岩表参道

① 路線名

路線名	区 間
市道茶屋1号線	国道42号交差点～興玉神社鳥居前

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

夫婦岩表参道は、二見興玉神社の参道として発展してきた通りで、木造旅館や土産物屋が建ち並んでいます。現存するまちなみを積極的に保全し、後世に伝え残していくために、地域の主体的な取組のもとで景観形成に取り組んでおり、道路の美装化も完了しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

- 道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

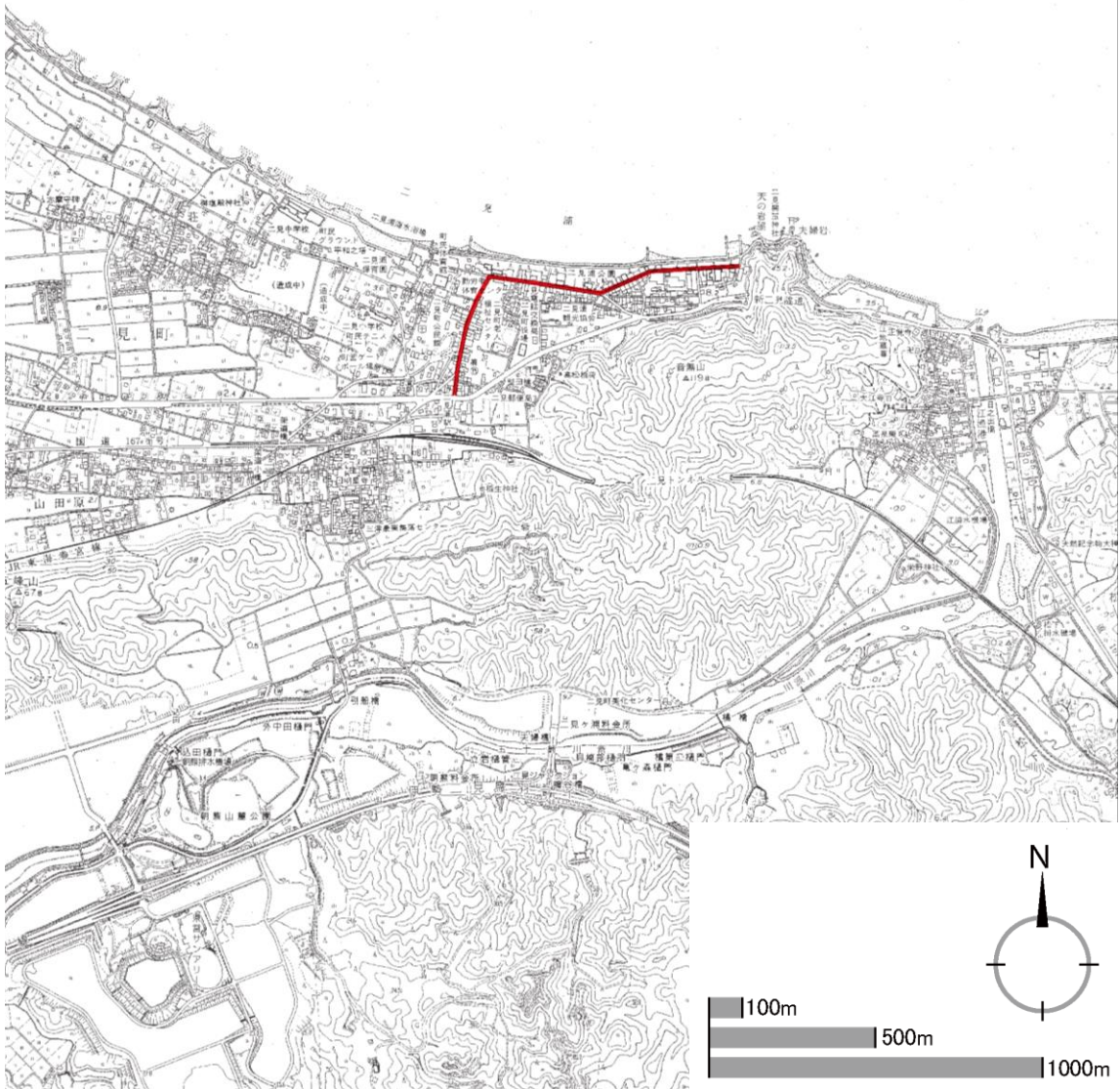
(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)

- 電線類を整備する場合には、歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように配慮する。



夫婦岩表参道

(10) 外宮参道

① 路線名

路線名	区 間
市道外宮参道線	J R伊勢市駅前～外宮前

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

外宮参道は、伊勢市駅から外宮を結ぶ通りで、かつては路面電車が走り、木造旅館が建ち並んでいました。現在は、外宮への参道の雰囲気を感じられる通りとして、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。

近年、地域の主体的な取組により、行灯が連続的に設置されており、伊勢樂市や灯りイベントなどが行われるなど、外宮への参道としての雰囲気づくりが進んでいます。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、地域の歴史と文化を背景に賑わいともてなしを感じさせる景観の形成を図ることとします。

- 道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

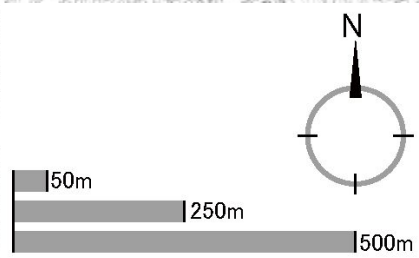
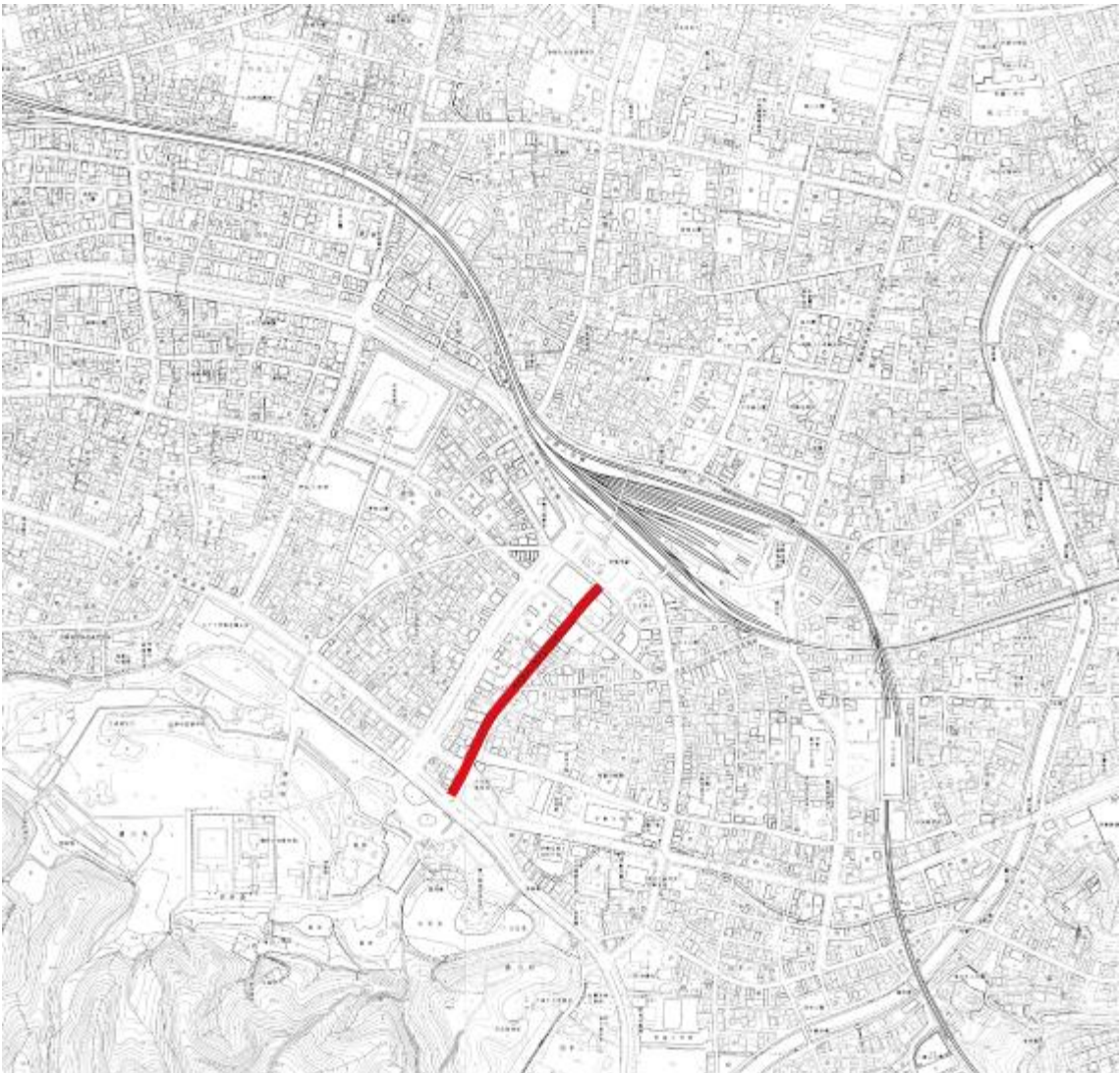
③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



外宮参道

(11) 河崎本通り

① 路線名

路線名	区 間
市道外宮二見線	河崎 2 丁目地内 (232 番地先) ～河崎 2 丁目地内 (319-5 番地先)
市道宮後船江線	河崎 2 丁目地内 (319-5 番地先) ～河崎 2 丁目地内 (562 番地先)

② 整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

河崎本通りは、勢田川の水運を活かして発展した問屋街で、川沿いの石積みの蔵、本通り沿いの商家、建物を演出する世古道など、伊勢の台所として繁栄した当時の面影を感じることができるまちなみが残っています。現在は問屋街としての河崎は衰退してしまい、主に住宅地となっていますが、新しいものと古いものが併存する生活観のある景観を形成しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

- 道路の舗装は、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色相については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

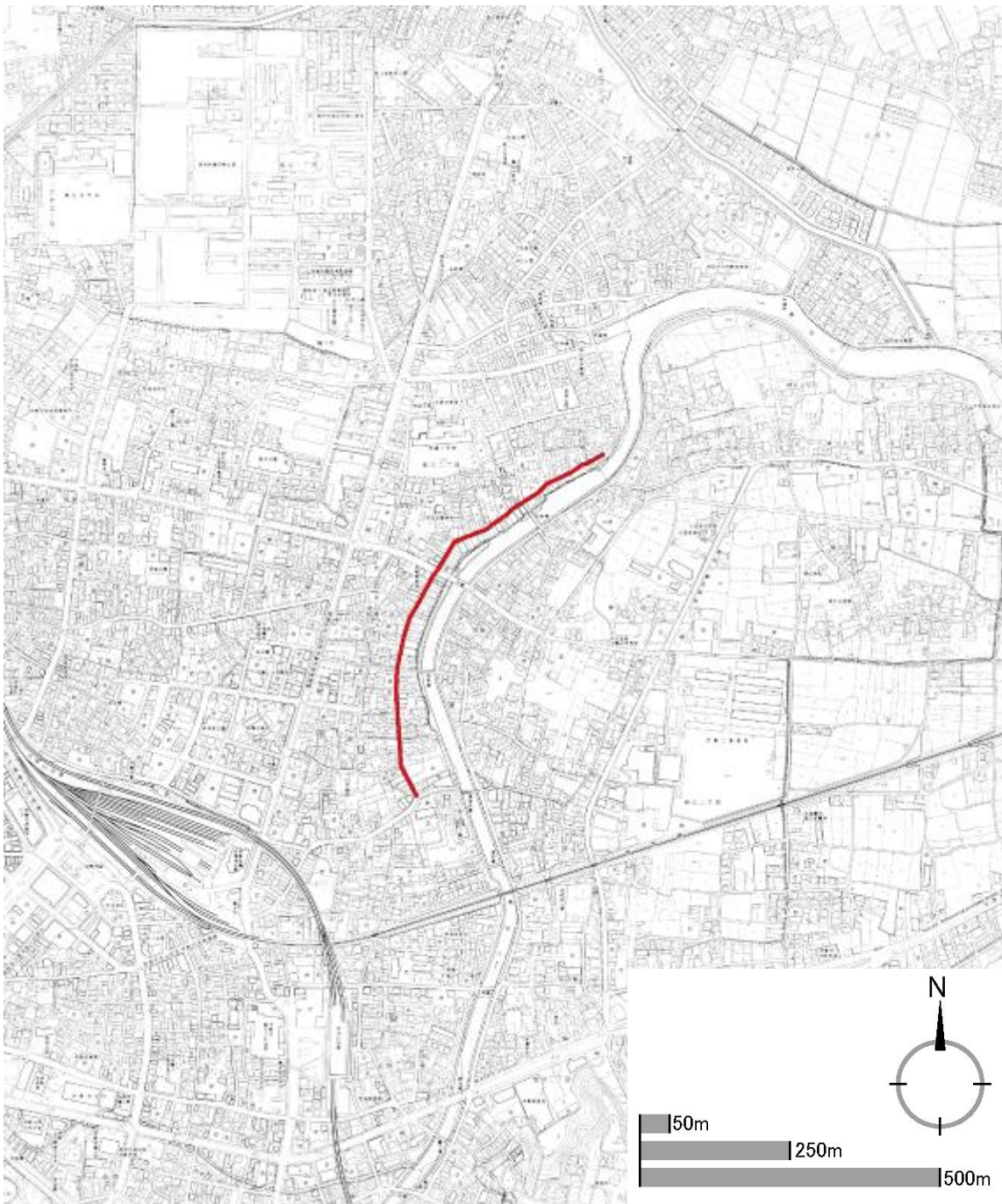
③ 占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色相は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6 以下	4 以下	2 以下(無彩色を含む)



河崎本通り

(12) 神路通り

① 路線名

路線名	区 間
市道神路線	一志町地内 (31 番地先) ～一志町地内 (316 番地先)

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

神路通りは、外宮北御門から月夜見宮をつなぐ通りで「神が通る道」という意味から神路通りと呼ばれています。

近年、地元の主体的な取組により、案内板などが設置されており、沿道敷地に植えられているしだれ桜とともに、地域固有の景観を形成しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

- 道路の舗装は、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

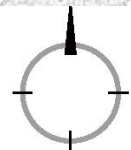
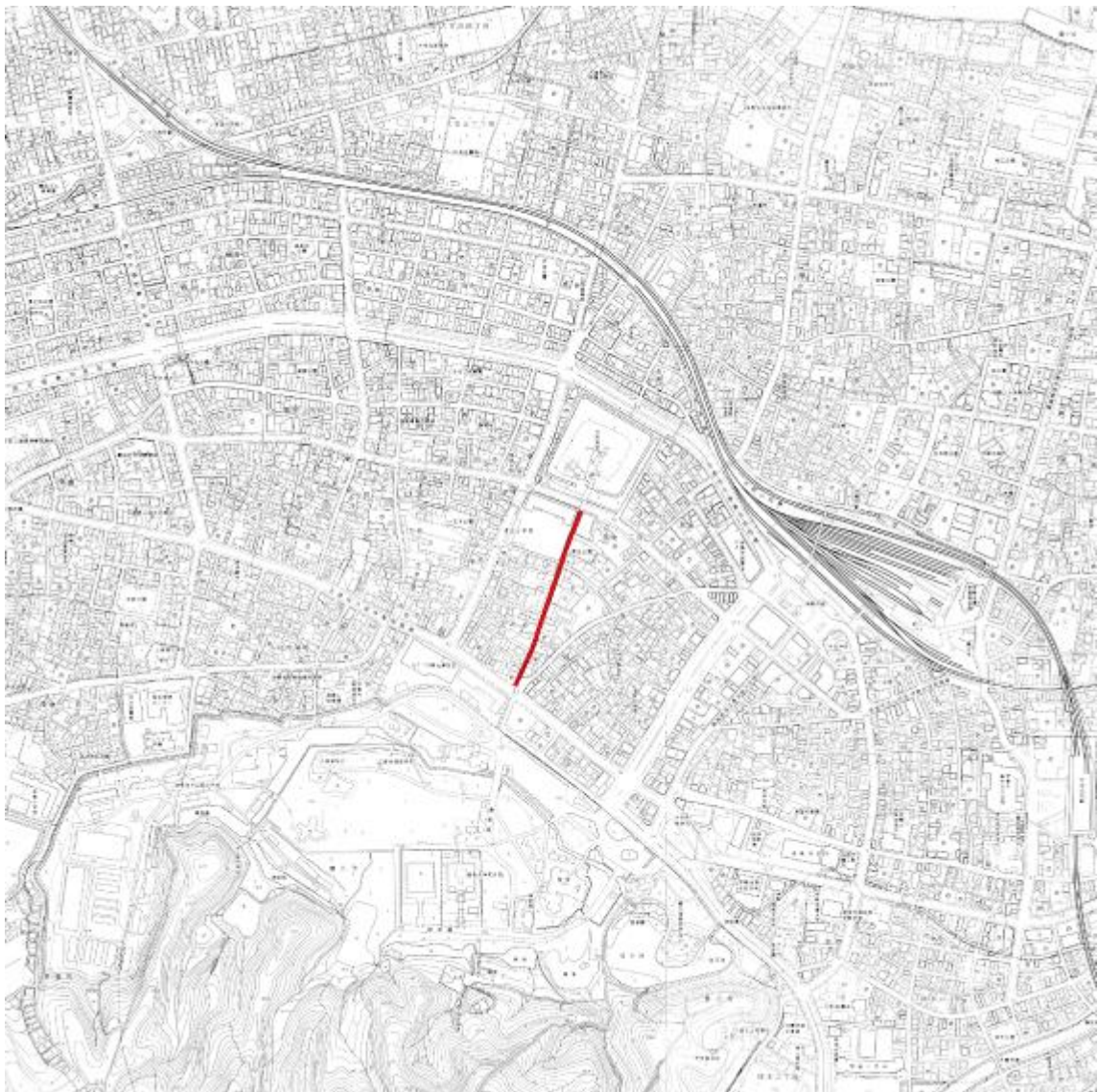
③ 占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



神路通り

2 景観重要河川

(1) 五十鈴川

① 位置

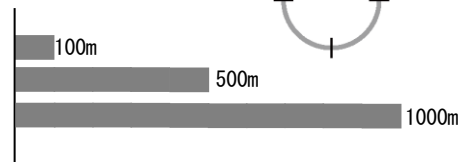
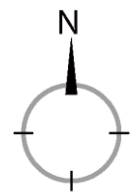
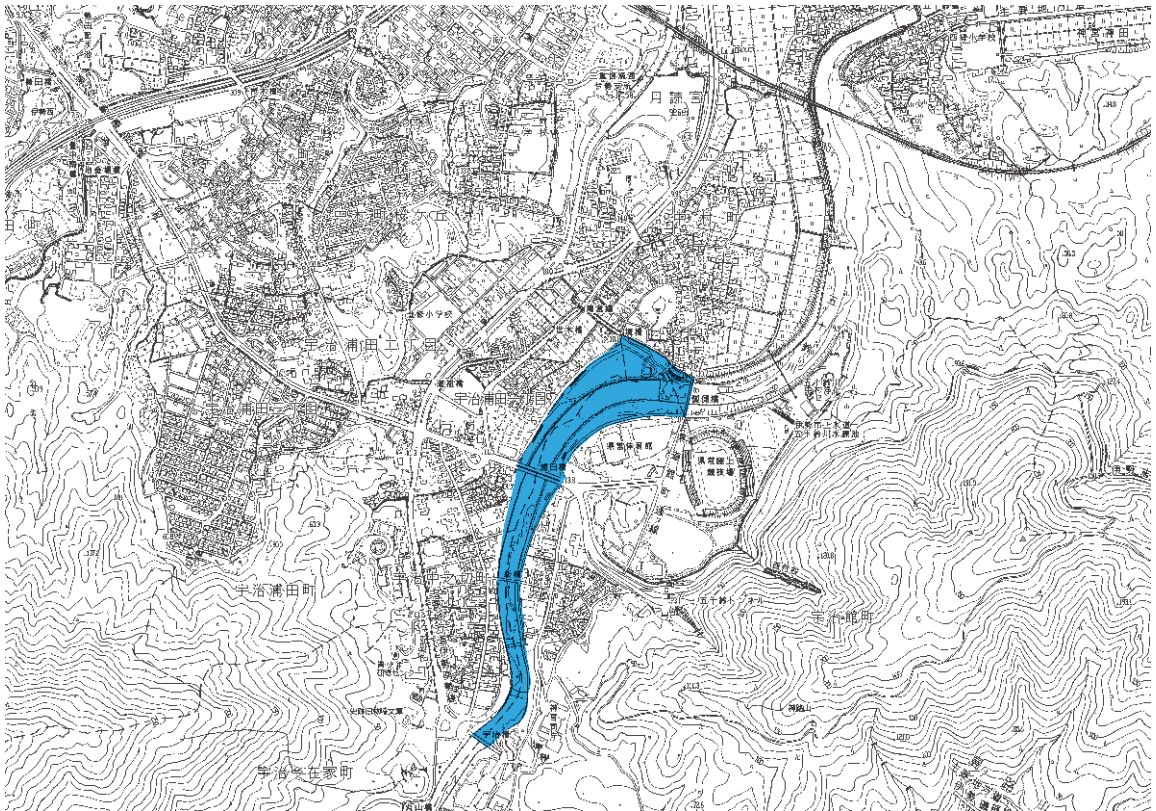
河川名	区 間
五十鈴川	御側橋～宇治橋

② 整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

五十鈴川のうち、御側橋から内宮宇治橋に至る区間は、川堤の桜や神宮林を背景として美しい四季の移ろいを感じられる場となっています。また、遷宮行事の一つであるお木曳行事の川曳の舞台となります。

特に浦田橋から宇治橋においては、自然石を用いた護岸整備が行われ、河原には葦などが自生し、内宮おはらい町のまちなみと一体となって良好な景観が形成されています。

今後の整備においては、現状の良好な景観を損なわないよう周辺の自然景観や歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。



五十鈴川

1 重点地区の指定

景観計画で示す拠点は、順次、重点地区として指定することとします。

また、重点地区において、良好な景観の形成に著しく貢献する建築物の建築等の行為に対し、予算の範囲内で助成制度を設け、良好な景観の形成を推進します。

また、景観計画において拠点となっていなくても歴史的なまちなみや賑わいのある景観が形成されている地区において地域住民による景観まちづくり活動が展開されている場合には、拠点としての位置づけに向けて協議を進めていきます。

2 都市計画制度の活用

(1) 景観地区の指定

景観地区は、市街地の良好な景観を形成するために、都市計画に建築物の形態意匠の制限等を定める地区です。

景観計画に位置づける重点地区のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区は、地域住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区制度を活用し、認定制度を運用することにより、良好な景観の形成を推進していきます。

特に、地方自治法による自主条例によって景観施策を進めてきた内宮おほらい町地区については本計画の適用と同時に景観地区を都市計画決定しています。今後は、旧二見町の自主条例によって景観施策を進めてきた二見町茶屋地区についても景観地区の決定に向け取り組むこととします。

(2) 高度地区の指定

高度地区は、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区です。

重点地区やその周辺地区において、ゆとりと潤いのある良好なまちなみの形成を図る必要がある場合、又は、背景となる山林等への眺望の保全を図る必要がある場合は、望ましい建築物等の高さに誘導するため、高度地区制度を活用していきます。

(3) 風致地区の指定

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然景観を維持するために定められた地区です。

今後も継続的に制度の活用を図るとともに、河川・海岸の沿岸については、指定範囲の見直しを図り、水辺の良好な景観の形成を進めます。

(4) 特定用途制限地域の指定

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（白地地域）において、大規模店舗や危険性の高い工場等、良好な住環境の維持に支障のある施設の立地を制限する地域です。

都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において良好な景観の形成を図るため、本制度を有効に活用します。

(5) 地区計画制度の活用

地区計画は、地区ごとのまちづくりのルールについて、用途の制限をはじめ、建ぺい率、容積率、高さの最高限度などを定める都市計画制度です。

建物の用途や高さの制限等による地区の計画的な整備と良好な景観の形成を併せて行うことが必要な地区においては、地区計画制度及び景観法の諸制度を活用し、地区がめざす良好な景観の形成を図ります。

また、必要に応じて建築物等の形態意匠についての基準を定め、これを条例により建築確認で担保することにより、周辺の景観との調和に配慮した行為の制限が可能となる制度（地区計画等形態意匠条例）の活用も検討します。

3 景観重要建造物・景観重要樹木の選定・指定

（社）三重県建築士会伊勢支部青年部会により実施されている、伊勢景観デザイン賞の取組と連携し、景観重要建造物や景観重要樹木の候補の選定を行い、所有者の意見を聴いて、指定することとします。

また、景観重要建造物において、良好な景観の形成に著しく貢献する建築等の行為に対し、予算の範囲内で助成制度を設け、良好な景観の形成を推進します。

4 花と緑のまちづくりの推進

良好な景観の形成は、市民一人ひとりや企業等の日々の取組の積み重ねにより実現するものです。本市においても、街路樹等による緑化のほか、市民団体に花の苗を提供するなどの支援を継続し、まちなかの花壇等を設置するなど、市民と行政が協働して潤いのある歩行者空間の形成を図ります。

伊勢市景観計画

平成 21 年 5 月 1 日 策定
平成 21 年 10 月 1 日 発効
平成 25 年 1 月 30 日 改定
平成 25 年 4 月 1 日 発効
平成 29 年 11 月 1 日 改定
平成 30 年 1 月 1 日 発効
平成 30 年 11 月 1 日 改定・発効

伊勢市都市整備部都市計画課
電話 : 0596-21-5591
FAX : 050-1704-1924
e-mail : toshikei@city.ise.mie.jp